

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 博士課程の設置を目指した構想か	5
3. 学府、専攻等の名称及び学位の名称	5
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	7
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	11
6. 基礎となる学部との関係	16
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	16
8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施	17
9. 取得可能な資格	18
10. 入学者選抜の概要	18
11. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色	19
12. 研究の実施についての考え方、体制、取組	21
13. 施設、設備等の整備計画	22
14. 2以上の校地において教育を行う場合	23
15. 管理運営	23
16. 自己点検・評価	24
17. 情報の公表	25
18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	27

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 我が国における学際領域における情報・デジタル人材育成の課題と解決

現代の複雑化しグローバル化が加速する世界における社会課題を解決し、社会に変革を起こすイノベーションを生み出すためには、複数の学問分野や専門知識を統合し、異なる視点から学際的なアプローチで分析・解析することが不可欠である。第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）においても、「総合知」の活用による社会変革が謳われており、組織や専門領域を超えた多様な知を融合させることのできる人材育成が必要である。また、複数の学問分野を跨ぐ学際領域に共通して応用可能な人工知能（AI）・数理・データサイエンス手法は、益々その重要性が高まっており、AI等を活用した研究の推進により、地球規模課題解決や新学術分野・新産業創出が求められている。一方で、生成系AIの登場など、2020年以降の現代社会における革新的な情報・デジタル技術の進歩は20世紀後半から21世紀初頭と比べても圧倒的なスピードで進行している。このような現代社会においては、学際的な視点を持ち異分野とのコミュニケーションを図りながら、最新のAI・数理・データサイエンス手法を理解し実践できる高度職業人材が求められている。

近年、情報通信技術の発達や社会のDX化が急速に進む一方で、2021年度の総務省通信白書によると、日本は世界デジタル競争ランキング（スイスの国際経営開発研究所）で63か国・地域のうち総合27位と低迷している。なかでも「デジタル人材」に関する順位は46位であり低下傾向が顕著である。この点、欧米諸国のみならず、中国、韓国や台湾などの東アジア諸国にと比較しても遅れを取る形となっている。日本の科学技術分野において国際競争力を強めていくために、大学をはじめとする高等教育機関において、「高度な専門性」と「学際的な視点」をもち、最新の「情報・デジタル・数理」技術・手法を理解し実践できる高度職業人材を育成することがこれまで以上に望まれている。産業界からも「世界で通用する情報技術を使いこなせる人材を育てることの重要性」が指摘され、「分野横断型の発想で、デジタル情報技術を駆使しながら社会の様々な課題を解決できる人材」が求められている。しかしながら、高度な情報・デジタル技術やAIに代表される最新のデータ駆動型手法を踏まえて他分野と連携・協働する学際教育を受けたリーダー人材の養成が、日本社会で十分に確立しているとは言いがたい。それは日本の大学・大学院などの高等教育機関は専門的に細分化され、「既存の学術分野」に基づく教育・研究組織や教育体系が中心となっていることが要因の一つである。結果として、学際的な研究の取組は、研究者同士の協働に基づくものが中心となっているところが少なくない。加えて学際領域において、情報関連技術やAI等のデータ解析手法に関する教育や研究推進のための体系だったカリキュラムは限られている。高い専門性と学際的な視野をもち、AI・数理・データサイエンス手法の開発・応用・実践を担うグローバル高度職業人材を輩出するためには、出口を明確にし、新しい教育理念のもと、既存の教育組織を新しい組織へと発展させることが必要である。

1-2 先進学際科学府設置の趣旨

東京農工大学は、令和5年度「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」に採択された研究大学であり、『使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力』を基本理念とし、全学協働で社会に役立つ科学技術の創生や人材の輩出による持続発展可能な

未来社会の創生を目指している。農学、工学を両輪とする我が国のなかでもユニークな2学部制の東京農工大学では、学長のリーダーシップのもと「農学、工学及びその融合領域における科学的探究を通じ、次の時代のあるべき姿を示し努力するすべての人を尊重し、人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学となることを目指す」ことを重要なビジョンの一つとして掲げ、国際的に卓越した大学院を形成し、教育研究環境の基盤を強化するとしている。

現在、東京農工大学では、大学院工学府知能情報システム工学専攻及び大学院農学府農学専攻食農情報工学コースにおいて、工学、農学分野それぞれにて「情報」を教育・研究の柱の一つとしている。前者は高度ITイノベーション人材育成を目指し、教育・研究に取り組んでいる。後者はICTや先端センシング技術を利用した持続的食料生産システム構築に取り組める人材育成を目指し教育・研究に取り組んでいる。いずれの専攻でも学際的な取組を推進しているが、**全学的な取組として、現代的な新しい社会課題に対して、計測科学、計算科学、データ科学を三位一体として連携・融合し、AI・数理・データサイエンス手法を活用し解決し、新しい知の創造へと導くことのできるグローバル高度職業人材を育てていく使命がある。**そのためには、先進的な学際教育・研究を柱の一つとした大学院教育組織の設置が必要である。そこで、東京農工大学では、**令和7年4月に、「先進学際科学府 先進学際科学専攻」(修士課程)を設置する。先進学際科学府では東京農工大学の強みである「食料・環境、資源・エネルギー、ライフサイエンス(健康・福祉)分野の教育研究力」に「情報・デジタル及びAI・数理・データサイエンスに関する教育研究力」を結集する。そのことにより農学・工学間の協働の視点を持ち、社会課題を解決するために分野横断的な新分野を開拓することで次世代の情報・デジタル未来社会の創生に取り組めるグローバル高度職業人材を養成しようとするものである。**

1-3 養成する人材像

東京農工大学は、大学院課程において、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を行っている。**東京農工大学では、本学の理念と学府・専攻の教育目的に応じて、高度で専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ち、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れている。**先進学際科学府は、上記関心・意欲の高い学生を受け入れ教育することで、以下に挙げる人材の育成を目的としている。

- ・持続可能で安心安全な社会の発展のため、自身の専門分野に特化した知識や技術のみならず、複数の学問分野に関する知識や視点を理解し、その方法論を習得し、研究や実践の場で適切に応用できる者
- ・農学又は工学を基盤とした高い専門性を身に付け、最新の情報・デジタル技術に関する知識やAI・数理・データサイエンス手法を習得し、これらを適切に利用しながら社会課題解決や次世代未来社会創生に挑める者
- ・地球規模の課題や現代社会の複雑な問題に関心を持ち、自ら課題を設定し、その解決のための交渉力、思考力、協働学習能力を身に付けている者
- ・日本国内のみならず国際社会において、自身の専門分野でのコミュニティに加えて、他分野でのコミュニティにて、社会や産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越し

たコミュニケーション力を持つ者

加えて、本学では、学長ビジョンとして学生の未来価値を限りなく高めるために、「科学的探究を通じて高度な思考力と創造力を養い、広い視野をもった知識社会の牽引者を養成する」ことを掲げており、先進学際科学府もその一翼を担う。

1-4 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

先進学際科学府先進学際科学専攻（以下「本専攻」という。）では、農学・工学の自然科学領域を基盤とする高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を持ち、最新の情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を理解し、それらを応用し国内外の複雑で多様化した諸課題を解決し、次世代の持続的未來社会創生に取り組む国際通用性を兼ね備える**高度職業人材**の育成を目的としている。この目的を踏まえて、本専攻は、修士課程の修了に当たっては、全学で定めた大学院のディプロマ・ポリシーの9項目に基づいた以下の能力を身に付けるとともに、所定の単位数を修得し、かつ、研究指導を受け、修士論文審査及び最終試験に合格した者に、その専門性に基づいて修士（農学）、修士（工学）、修士（応用情報学）、修士（学術）の学位を授与する。

<ディプロマ・ポリシー>

A) 学力・知識・思考力に関するポリシー

- ① 最先端の研究成果につながる農学又は工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身に付けていること。
- ② 新しい価値を創造するため、情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法を応用した最先端の研究や技術開発に必要な知識・技術を身に付けていること。

B) 関心・意欲・教養に関するポリシー

- ① 本学大学院で学位を授与されたものとして相応しい深い教養に加えて先端かつ深い専門性を身に付け、社会の発展に寄与できる意欲と多面的思考力を有していること。
- ② 職業人としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身に付けていること。

C) 分析力・考察力・表現力に関するポリシー

- ① 研究成果を発表するための資料作成方法や実験データの整理法を習得し、論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身に付けていること。
- ② グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わずの確な質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力及びそのために必要な語学力を身に付けていること。

D) 課題探求力・企画力・実践力に関するポリシー

- ① 自らの専門分野において社会に求められる課題を設定する能力を有していること。
- ② 国内外の研究者や技術者などと協働し、必要に応じて他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身に付けていること。

1-5 入学定員及び人材需要の見通し

先進学際科学専攻は、2年の課程の修士課程であり、入学定員は99名と設定する。入学定員の設定に当たり、学部生を対象とした大学院博士前期課程（修士課程）への進学希望調査を実施（令和6年2月2日現在で回答があった学生は505名）した。その結果、「博士前期課

程に進学したい」学生は全体の約 88% (439 人) であり、そのうち「新学府先進学際科学専攻に関心がある、ある程度関心がある」と回答した学生は約 75% (330 人)、「新学府先進学際科学専攻に進学したい、進学先の候補として検討したい」学生は約 63% (277 人) であった。

また、先進学際科学専攻が養成する人材のニーズについて確認するため、企業を対象に調査を実施した（令和 6 年 2 月 2 日現在で、回答があったのは電気、化学、食品、建設、コンサルティング等様々な業種の 135 社）。「農学又は工学をベースとして学問領域や学術分野を横断して協働し、計測科学、計算科学、データ科学を三位一体として、新しい知識やイノベーションを生み出し課題解決を目指す人材」の必要性を尋ねた設問に、「必要不可欠である」又は「必要である」と回答した企業は全体の約 86% (115 社) であり、「どちらかというとも必要」と回答した企業を含めると 95% に達した。また、「学際型人材育成を採用したいか」の設問に、「積極的に採用したい」「採用したい」と回答した企業は 73% (98 社) であり、「採用する可能性がある」と回答した 20% と合わせると 93% (126 社) に達した。このことから、本専攻の教育内容、養成する人材像等についての産業界からの期待を十分に確認することができた。

社会・地域が求める人材需要の見通しを反映する求人企業へのアンケート調査のデータを総合的に検討した結果、質を担保しつつ定員を充足することが可能であると判断した。

2. 博士課程の設置を目指した構想か

本構想では、令和 7 年 4 月に先進学際科学府先進学際科学専攻（修士課程）を設置し、学年進行に合わせて令和 9 年 4 月に先進学際科学府先進学際科学専攻（博士後期課程）、早稲田大学との共同教育課程である共同先進健康科学専攻（後期 3 年の課程のみの博士課程）の設置を目指している。これにより、日本並びに世界の科学技術をけん引できる高度博士人材を育成する。なお、令和 9 年 4 月の先進学際科学府博士後期課程設置時に修士課程を博士前期課程に名称変更することを計画している。

3. 学府、専攻等の名称及び学位の名称

3- 1 学府、専攻の名称及び理由

現代社会の多くの課題は複雑化し、異なる学問領域や学術分野を横断して協働し、連携又は融合させ、学際的なアプローチで新しい知識やイノベーションを生み出しながら解決を目指す必要がある。また、異なる専門や社会的背景を持つチームで協働することによって、コミュニケーション能力を高めリーダーシップ力を身に付けることができる。一方で、学生は自分の興味や目標に合わせて多様な研究分野を探索できる柔軟性も求められ、既存の学問分野にとらわれない教育を提供する専攻によって、学生に対して幅広い選択肢を提供することが可能となる。

東京農工大学に設置する「先進学際科学府」の修士課程（2 年）の先進学際科学専攻は、農学・工学におけるニーズ志向型の課題設定力及び先端情報・デジタル技術や AI・数理・データサイエンス手法を適用し課題解決できる力を専攻内で醸成させ、持続的かつ創造的に協働効果を生み出すことを可能にするグローバル高度専門職業人材養成課程とする。本専攻が

目指す高度専門職業人材とは、農学又は工学における自身の高度な専門性にしっかりと軸足を置きながらも、その専門的な観点から社会課題を捉え、様々な事業プロジェクトを自ら企画・立案でき、その実現のために、ときには他分野の研究成果を取り入れ協働しながら解決へと導くことができる学際型高度情報人材でもある。こうした人材には、変化する社会の現実、日進月歩で進化する先端技術、グローバルな科学の潮流を理解し、具体的な解決策へと実装することが期待されている。このような人材の養成は既存の理論や技術の伝授によってだけではなく、分野を超えて教員と学生が一体となって教育・研究を進めるなかでしか達成できない。そのため本専攻は、先進性が重要であると認識するとともに「学際」であることを重要不可欠の課題として位置付けている。

以上を踏まえて、**学府及び専攻の名称は、「先進学際科学府先進学際科学専攻（英語名称：Graduate School of Advanced Interdisciplinary Science, Department of Advanced Interdisciplinary Science）」**とする。

なお、本専攻の名称である「先進学際科学（Advanced Interdisciplinary Science）」又は類いの国内外の事例については、以下のとおり挙げられ、社会的にも通用する名称であり、国際通用性は担保されている。

- 東京大学 教養学部学際科学科（Department of Interdisciplinary Sciences）
- 横浜国立大学 先進実践学環
（Interfaculty Graduate School of Innovative and Practical Studies）
- 東北大学 学際科学フロンティア研究所
（Frontier Research Institute for Interdisciplinary Sciences）
- 金沢大学 大学院新学術創成研究科（Graduate School of Frontier Science Initiative）
- 東京大学 先端科学技術研究センター（Center of Advanced Science and Technology）

3- 2 学位の名称及び授与方針

先進学際科学専攻における学位の分野は農学関係及び工学関係であり、授与する学位に付記する専攻分野の名称は、専攻の教育研究の趣旨に照らし、**修士（農学）、修士（工学）、修士（応用情報学）、修士（学術）**とし、また、英語名称は、国際通用性の観点から「Master of Agriculture, Master of Engineering, Master of Applied Informatics, Master of Philosophy」とする。本専攻では学生の履修の目安となる4つのコース（予測情報学コース、資源・エネルギー科学コース、健康・福祉科学コース、食料・環境科学コース）を設置し、各コースにおいてそれぞれの専門分野並びに関連する分野における幅広い教育を提供し、カリキュラム・ポリシーに則って所定の課程修了要件を満たした者に、その学修成果の内容に応じて上記いずれかの学位を授与する。授与する学位はコース会議を経て専攻学務委員会及び先進学際科学府教授会が承認することによって決定する。

<授与する学位>

修士（農学）	（Master of Agriculture）
修士（工学）	（Master of Engineering）
修士（応用情報学）	（Master of Applied Informatics）
修士（学術）	（Master of Philosophy）

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 教育課程の編成の考え方

本学府先進学際科学専攻の修士課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を獲得させるため、学問専門分野を明確に理解しやすい4コース（予測情報学コース、資源・エネルギー科学コース、健康・福祉科学コース、食料・環境科学コース）を設置し、自身の専門性に基づいた履修を可能とする（各コース詳細については後述する）。本学府の教育課程では、先進性に加えて、多様性を増す社会を生き抜く学際性・協働性の涵養について、座学や演習だけでなく修士論文に関する研究活動を通して身に付けることができるよう教育課程を編成する。加えて、最先端の研究成果につながる情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス手法の知識や技能について、講義・演習を通して実践的に身に付けることができる教育課程とする（カリキュラムマップ参照）。

具体的には、まず「学際共通科目」を導入的な位置づけとして配置し、各コースに関連する研究分野において、先端的情報・デジタル技術やAI・数理・データサイエンス的手法が課題解決にどのように応用されるかについて各科目で講義する。学生は自身のコース以外の科目を履修することで学際的な視野を涵養する。また、学生が自身の専門性をより深め、コースごとに専門知識を身に付けるための講義系の科目を「専門科目」区分に配置する。本学府では出身学部・学科の異なる学生が多くなるため、「専門科目」では、学生個々の専門性の違いが修学上不利とならないよう編成する。具体的には、各専門科目にⅠ・Ⅱを配置し、Ⅰでは基本的な要素を含む大学院基礎レベル、Ⅱではより専門性を深めた応用的な内容とする。専門科目は同一科目でのⅠ・Ⅱ両方の履修を基本とし、学生の専門性を踏まえてⅡのみの履修を認めるものとする。ただしⅠのみの履修は認めない。

修士論文研究に係るところでは、修士論文に関する研究活動を通して研究力、実践力を身に付けるため、「論文研究」及び「学際実践科目」区分に、セミナー科目、特別研究、特別実験等の実践的な科目を配置する。また、研究遂行能力の基礎となる論文レビューや研究計画作成について実践的に取り組むための科目（「文献クリティカルレビュー」及び「リサーチプロポーザル」）や研究倫理やデータマネジメントに関する科目を「学際実践科目」区分に必修科目として配置する。自身の修士論文研究の進捗については、主指導教員のみならず、中間発表の役割を担う科目（「実践発表Ⅰ～Ⅳ」）にて、他分野の教員・学生に対して発表しディスカッションする場を設ける。また本学府では、学生の実践力を高めること目的として、学外での様々な活動に対しても単位化する。例えば、国内外の学術関連大会での学術成果発表や職業体験やそれに準ずる活動を通じた学びを単位化するための科目を「学際実践科目」区分に配置する。

先進学際科学府が定める修了要件は、修士課程では修士論文の審査で合格となることに加えて30単位以上取得することとする。

4-2 教育課程の特色

履修の目安となるコース制の導入

先進学際科学府先進学際科学専攻では、履修の目安とするため、専門性に基づいて次に掲げる4つのコースを設置する。学生はいずれかのコースを選択し、各コースで求められている修了要件を満たしコースを完了することを学位授与の条件とする。コース間で履修する科

目の違いは専門科目だけであり、学際実践科目などの専攻共通科目については、履修コースにかかわらず共通とする。

(1) 予測情報学コース

予測情報学コースは、革新的な計測・デジタル技術を用いた情報収集、最新のAI・数理・データサイエンス手法に基づいた高度な情報処理・解析・管理、及び多様な情報に基づく予測技術の開発に取り組む。また、デジタル社会に不可欠な素養について、国内外の多様な組織と連携しながら実践的な教育・研究を実施することにより、食農・モビリティ・エネルギー・健康・環境などの社会的課題の解決や新しい知の創出を目指す。

(2) 資源・エネルギー科学コース

地球環境との調和や持続可能性を考慮した資源・エネルギー問題の解決に資する、化学、物理、機械、電気など広範な分野に深く関連する資源・エネルギー科学分野の先端技術及び関連する専門知識を修得するとともに、AI・数理・データサイエンス手法を学び活用することで、新しい機能物質・材料、発電・蓄電デバイス、省エネ技術の開発とそれらのエネルギーシステムへの統合に向けて、データ駆動型による研究・開発を推進する能力を養成する。

(3) 健康・福祉科学コース

健康・福祉を支える人間・生体工学やヘルスケア技術の基盤となる、生体情報センシング、ロボティクス、エレクトロニクス、コンピューティング、認知科学等の先端技術及び関連する専門知識を修得するとともに、AI・数理・データサイエンス手法の活用と多種多様な分野の研究者・専門家との協働を通じた機動的学際研究を展開し、全ての人々の健康的な生活と福祉の推進につながる新しい技術知の創出とグローバルヘルス課題解決への応用に取り組む。

(4) 食料・環境科学コース

持続可能な社会の構築に向け、環境低負荷な食料生産や資源循環に資する土壌学、植物学、昆虫学、環境化学及び材料化学等の分野における先端技術及び関連する専門知識の修得に加え、AI・数理・データサイエンス手法との協働によって新たな分野を切り拓く能力を養成する。そして、深化させた専門知や分野横断的な総合知を基盤に、豊かな食と環境、延いては人々の生きがいを支える概念や技術を創出し、地域社会や国際社会に貢献する人材を育成する。

学際性の涵養

育成する人材像に示したように、「複数の学問分野に関する知識や視点を理解し、その方法論を習得し、研究や実践の場で適切に応用できる」人材となるためには、自らの専門性にアイデンティティを持ちながらも、異分野と協働できる多様性・学際性を身に付けることが重要である。先進学際科学専攻では、学生が自身の専門性を踏まえた履修計画を立てられるよう4つのコースを設置しつつも、修了要件としてコースの枠を超えて「学際共通科目」及び「専門科目」を履修することが求められ、専門性と学際性を両立させる。

加えて、学際実践科目区分内に、学内外での共同研究に対して単位認定する「学際共同研究実践」や学生が副指導教員のゼミ等へ参加した際に主指導教員が単位認定できる「学際研

究展開Ⅰ・Ⅱ」を配置する。前者は学内外の異分野研究組織との共同研究の促進、後者は学内での共同研究による学際的な研究の促進するための科目である。

情報・デジタル・数理実践教育

本専攻では、農学又は工学を基盤としながら最新の情報・デジタル技術や先進的な AI・数理・データサイエンス手法を理解し、それらを応用しながら、社会課題の解決や新しい知を創造することにつなげることができる人材を輩出する。そこで、様々な研究分野で AI・数理・データサイエンスを活用する事例を学ぶことができる「学際共通科目」に加えて、学際実践科目区分内に「実践情報・デジタル演習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、統計解析、最適化、数値シミュレーション、画像処理、機械学習、人工知能など様々な先端デジタル・数理手法について演習を通して実践的に身に付けることができるようにする。また、自身の研究への応用を常に意識しながら、各研究分野における AI・数理・データサイエンス手法の応用例に基づく演習を実施する。

研究力を高めるための教育課程

本専攻では、研究を通じた実践力の向上並びに学際性の醸成を目指した教育課程を編成する。そこで、学際実践科目区分に、必修科目として「文献クリティカルレビュー」「リサーチプロポーザル」を配置する。前者は、修士論文研究に取り組むに当たって、自身の研究の背景や意義を理解するために学術論文を幅広く調査し討論等を通じて理解を深めるための科目である。後者は、研究分野の国内外の状況や課題等の背景、研究計画の着想に至った経緯、研究目的、研究方法、研究内容、研究遂行力の自己分析等をまとめた修士論文研究のプロポーザルを作成するための科目である。また、研究を実践するに当たって不可欠な研究倫理や、データマネジメントについて学ぶ「リサーチマネジメント」も必修とする。学際性の涵養は、「先進学際カンファレンスⅠ・Ⅱ」の中で、コース・研究室・研究分野・学年を跨いだグループにおいて、相互に研究進捗・成果を発表し質疑を行うミニカンファレンスを実施することにより達成する。このことによって、本専攻に所属する学生の研究分野に対する理解を深めると同時に、自分の研究との関連について考察することができる。

授与する学位の種類

本専攻では学生は論文科目として「先進学際科学セミナー」、「特別実験」及び「特別研究」を履修する際に、自らの専門分野や修士論文研究の内容に応じて、農学、工学、応用情報学の名がついた科目の中から選択する。そのことによって自身の専門性を認識して、修士論文研究に取り組むことができる。授与する学位に付記する専攻分野の名称（修士（農学）・修士（工学）・修士（応用情報学）・修士（学術））は、特別演習及び特別研究の履修状況と修士論文の内容に応じて主指導教員が決定し、論文審査委員会並びに本学府教授会での議を経て確定する。

4-3 教育の内容及び実施方法

先進学際科学専攻のカリキュラム・ポリシー

先進学際科学府先進学際科学専攻では、世界的な視野に立った研究者、技術者に必要となる先端的な専門性と学際性ならびに実践力を養成するため、実践科目と専門科目をバランスよく配置する。加えて、最新の情報・デジタル技術や AI・数理・データサイエンス手法を取り入れるために必要な知識・技術、修士論文研究を通じた研究力や課題解決能力を身に付けるための科目を配置し、先進的かつ学際的な教育研究を実施できるカリキュラムとする。

本学科の教育理念に照らし、ディプロマ・ポリシーを達成するために、各授業科目とディプロマ・ポリシーの各観点が以下のような対応関係を持つカリキュラムを編成する。

ディプロマ・ポリシー

観点 (A)	① 最先端の研究成果につながる農学または工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身につけていること。 ② 新しい価値を創造するため、情報・デジタル技術や数理手法を応用した最先端の研究や技術開発に必要な知識・技術を身につけていること。
観点 (B)	① 本学大学院で学位を授与されたものとして相応しい深い教養に加えて先端かつ深い専門性を身につけ、社会の発展に寄与できる意欲と多面的思考力を有していること。 ② 職業人としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身につけていること。
観点 (C)	① 研究成果を発表するための資料作成方法や実験データの整理法を習得し、論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身につけていること。 ② グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わずの確かな質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力およびそのために必要な語学力を身につけていること。
観点 (D)	① 自らの専門分野において社会に求められる課題を設定する能力を有していること。 ② 国内外の研究者や技術者などと協働し、必要に応じて他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身につけていること。

区分	授業科目	観点			
		A	B	C	D
学際共通科目	予測情報学特論	○			
	資源・エネルギー情報科学特論	○			
	健康・福祉情報科学特論	○			
	食料・環境情報科学特論	○			
学際実践科目	文献クリティカルレビュー			○	
	リサーチプロポーザル			○	
	実践情報・デジタル演習Ⅰ	○			
	実践情報・デジタル演習Ⅱ	○			
	学際共同研究実践Ⅰ	○		○	○
	学際共同研究実践Ⅱ	○	○	○	
	学際研究展開Ⅰ	○		○	○
	学際研究展開Ⅱ	○		○	○
	リサーチマネージメント	○			
	先進学際カンファレンスⅠ			○	○
	先進学際カンファレンスⅡ			○	○
	国内外実践実習		○	○	
	先進学際特別講義Ⅰ	○	○		
	先進学際特別講義Ⅱ	○	○		
国際先進学際特別講義	○		○		
論文研究	先進学際科学セミナー			○	○
	先進学際農学特別実験			○	○
	先進学際工学特別実験			○	○
	先進学際応用情報学特別実験			○	○
	先進学際農学特別研究			○	○
	先進学際工学特別研究			○	○
	先進学際応用情報学特別研究			○	○
	実践発表Ⅰ			○	○
	実践発表Ⅱ			○	○
	実践発表Ⅲ			○	○
実践発表Ⅳ			○	○	
専門科目	応用計測情報学特論Ⅰ	◎	○		
	応用計測情報学特論Ⅱ	○	◎		
	生命環境情報学特論Ⅰ	◎	○		
	生命環境情報学特論Ⅱ	○	◎		
	人工知能応用特論Ⅰ	◎	○		
	人工知能応用特論Ⅱ	○	◎		
	数理生物情報学特論Ⅰ	◎	○		
	数理生物情報学特論Ⅱ	○	◎		
	応用環境計測予測学特論Ⅰ	◎	○		
	応用環境計測予測学特論Ⅱ	○	◎		
	農業環境情報学特論Ⅰ	◎	○		
	農業環境情報学特論Ⅱ	○	◎		

区分	授業科目	観点			
		A	B	C	D
資源・エネルギー科学コース	物質機能設計特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能設計特論Ⅱ	○	◎		
	物質機能分析特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能分析特論Ⅱ	○	◎		
	物質機能制御特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能制御特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギー材料物性特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー材料物性特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギー材料設計特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー材料設計特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギー変換技術特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー変換技術特論Ⅱ	○	◎		
健康・福祉科学コース	エネルギーシステム工学特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギーシステム工学特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉メカニクス特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉メカニクス特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉センシング特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉センシング特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉コンピューティング特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉コンピューティング特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉知覚認知処理特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉知覚認知処理特論Ⅱ	○	◎		
食料・環境科学コース	健康福祉電気電子工学特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉電気電子工学特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉システム工学特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉システム工学特論Ⅱ	○	◎		
	食料資源機能創製特論Ⅰ	◎	○		
	食料資源機能創製特論Ⅱ	○	◎		
	生物環境応答特論Ⅰ	◎	○		
	生物環境応答特論Ⅱ	○	◎		
	食料生産システム特論Ⅰ	◎	○		
	食料生産システム特論Ⅱ	○	◎		
	食料資源安全科学特論Ⅰ	◎	○		
	食料資源安全科学特論Ⅱ	○	◎		
環境科学コース	地盤環境学特論Ⅰ	◎	○		
	地盤環境学特論Ⅱ	○	◎		
	環境物質循環特論Ⅰ	◎	○		
	環境物質循環特論Ⅱ	○	◎		
	環境物質分析特論Ⅰ	◎	○		
	環境物質分析特論Ⅱ	○	◎		

専門共通科目区分の学際共通科目では、自身のコース（専門分野）とは異なるコース（分野）の科目を中心に履修する。そのことで、ディプロマ・ポリシー（以降 DP）の**観点（A）**に対応する各専門分野における情報・デジタル技術や AI・数理・データサイエンス手法を活用した最先端の研究例を通して、学際的な視野を養う。また、同区分の学際実践科目では、DP の**観点（A）**に対応した演習科目及び講義科目を配置し、DP の**観点（A）（C）及び（D）**の能力を高めるため、研究活動を通じた実践科目を多く配置する。これら実践科目を通して論理性・考察力を養成し、高いコミュニケーション能力、研究力及び学際性を高めることができる。論文研究には、主として指導教員の下で研究力を高めながら、DP の**観点（C）（D）**に対応するセミナー、研究系の科目を配置している。

専門科目区分は、コースごとに専門科目を配置し、主に DP の**観点（A）**に対応する専門基礎となる科目、主に DP の**観点（B）**に対応する、より専門性を深めた科目から構成される。

学修成果を評価する方法

ディプロマ・ポリシーで定める能力を身に付けた技術者・研究者・教育者などの高度職業人を育成するために、講義科目の成績は試験、レポート等で、実験・実習・演習に相当する科目の成績はレポート、口頭試験等で、それぞれ評価する。授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。合格した者には所定の単位を付与する。また、修士論文については、審査基準と審査方法を明示し、それに基づきコースごとに修士論文審査委員会による論文審査及び最終試験を厳格に行う。

入学時期

本学府、先進学際科学専攻の修士課程における入学時期は、4月及び10月とする。10月入学者の多くは、留学生、社会人を想定している。外国人留学生特別プログラム入試により留学生の選抜を実施し、10月入学者として留学生を受入れる。10月入学者の募集人員は若干名であり、4月入学者と合わせて定員管理を適正に行う。また、各開講科目は1学期（1Q）と3学期（3Q）に均等に配置しており、10月入学者が学習面において不利益を被ることはない。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

5-1 教育プロセス

本専攻は、農学・工学を基盤とし、高度な AI・数理・データサイエンス手法を効果的に取り入れながら、資源・エネルギー・健康・福祉・食農・環境などの科学的・社会的課題の解決、持続的社会的の実現及び未来社会の創生に向けた新しい知や価値の創出に取り組む高度職業人材を育成することが目的である。自身の高度な専門性にしっかりと軸足を置き、その専門的な観点から課題を捉えつつ、他分野の研究成果を取り入れることによって新たな知を創造し、国際社会に貢献するイノベーションを生み出すことができる学際的、越境的な高度職業人材を養成するために、以下の教育方法、履修指導、研究指導、修了要件、修士論文の審査体制等を設定、構築する。

本専攻のカリキュラムは、専攻共通科目と専門科目に大別し、専攻共通科目は「**学際共通科目**」、「**学際実践科目**」、「**論文研究**」の3つの科目区分から構成される（カリキュラムマップ参照）。「**学際共通科目**」は、学部で農学や工学を学んだ学生が大学院で学際的な研究を実施するため、予測情報学、資源・エネルギー科学、健康・福祉科学、食料・環境科学の各コースにおいて、それぞれの社会的な課題や解決方法について導入的な位置づけで講義する。「学

際実践科目」では計測科学、計算科学、データ科学という本専攻のバックボーンの実践での活用方法や高度な知識・技術を習得することを大きな目的としている。実社会に出た後で、十分に活用できる知識、スキル、さらには応用力、コミュニケーション力、発想力、協調性などの実践的能力の醸成も重要な到達目標である。「論文研究」は各研究室で実施する研究指導や学会発表に対して単位を付与する。「専門科目」では、各コースにおける専門分野の最先端技術や研究について体系的に学ぶことを目的としている。

5- 2 修了要件と開講方法

修士課程に2年以上在学し、本専攻で定める要件を満たすように専攻共通科目の「学際共通科目」から自コース以外の科目を少なくとも2単位、「学際実践科目」から必修科目4単位を含めて7単位以上、「論文研究」から必修科目4単位と選択必修科目6単位を含めて10単位、「専門科目」から選択科目4単位以上（Ⅰを2単位以上、Ⅱを2単位以上、このうち自身の所属するコースから1単位以上、特論Ⅰを修得した場合には当該科目の特論Ⅱを必ず履修すること）、自由科目から7単位以上（他学府科目等を含む。ただし実践発表Ⅰ～Ⅳを除く論文研究は含めない）の合計30単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。ただし、優れた業績をあげた場合は修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

東京農工大学では4学期制を採用している。先進学際科学専攻では、各科目の開講について、学期や開講学年次に偏りがないよう配置する（教育課程等の概要参照）。それにより様々な科目を幅広く配置することが可能になるなど、学生の専門性や研究内容に合わせた柔軟な履修を可能にする。また、秋入学の学生が科目履修上不利にならないように、科目を配置する。また専攻共通科目の多くは、1年次、2年次いずれでも履修できるようにする。一方、専門科目については、1年次、2年次の春学期、秋学期に満遍なく開講し、柔軟な履修を可能とする。

本専攻の修了要件において、先進性と学際性を醸成するため学際実践科目の中で「文献クリティカルレビュー」、「リサーチプロポーザル」、「リサーチマネジメント」、「先進学際カンファレンスⅠ」を必修としている。さらに「学際共同研究実践」や「学際展開研究」の修得により、本学府が目指す教養豊かで国際社会を先導できる高度職業人材を養成する。必修、選択科目合わせて30単位以上を修得し、指導教員と相談の上、論文研究のテーマ及び専門性に応じて、農学、工学、又は応用情報学に関する特別実験及び特別研究を履修し、修士論文を作成し、最終審査に合格することによって、修士（農学）、修士（工学）、修士（応用情報学）、又は修士（学術）の学位が授与される。

5- 3 履修指導・研究指導

○履修指導

学生に対し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、授業内容、開講計画等を明示するため、履修案内、シラバスを作成し、配布する。新入生オリエンテーションにおいて、専門性に立脚して学際性を涵養することの重要性を説明し、専門科目と共通科目を計画的に修得できるように履修指導を行う。

以下に、修士課程における典型的な履修モデルをコースごとに示す。

履修モデル（予測情報学コース）

1年1Q	<ul style="list-style-type: none"> △資源・エネルギー情報科学特論 1単位 △食料・環境情報科学特論 1単位 ◎文献クリティカルレビュー 1単位 ◎リサーチマネジメント 1単位 実践情報・デジタル演習Ⅰ 1単位 応用計測情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 	1年2Q	国内外インターンシップ 1単位
1年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 数理生物情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 ◎リサーチプロポーザル 1単位 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位 実践発表Ⅱ 1単位 	1年4Q	<ul style="list-style-type: none"> 学際共同研究実践Ⅰ 1単位 先進学際特別講義Ⅰ 1単位
2年1Q	<ul style="list-style-type: none"> 生命環境情報学特論Ⅱ 1単位 実践情報・デジタル演習Ⅱ 1単位 	2年2Q	学際共同研究実践Ⅱ 1単位
2年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 先進学際カンファレンスⅡ 1単位 実践発表Ⅳ 1単位 		
1年 or 2年(通年)	<ul style="list-style-type: none"> ◎先進学際科学セミナー 4単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位 		

学際共通科目 論文研究
学際実践科目 専門科目

注 ◎: 必修科目 △: 選択必修科目 無印: 選択科目

計: 30単位



履修モデル（資源・エネルギー科学コース）

1年1Q	<ul style="list-style-type: none"> △予測情報学特論 1単位 △健康・福祉情報科学特論 1単位 ◎文献クリティカルレビュー 1単位 ◎リサーチマネジメント 1単位 物質機能設計特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 	1年2Q	<ul style="list-style-type: none"> 国内外インターンシップ 1単位 学際研究展開Ⅰ 1単位
1年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 物質機能制御特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 ◎リサーチプロポーザル 1単位 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位 実践発表Ⅱ 1単位 	1年4Q	先進学際特別講義Ⅰ 1単位
2年1Q	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー材料設計特論Ⅱ 1単位 エネルギー変換技術特論Ⅱ 1単位 	2年2Q	<ul style="list-style-type: none"> 実践発表Ⅲ 1単位 学際研究展開Ⅱ 1単位
2年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 先進学際カンファレンスⅡ 1単位 実践発表Ⅳ 1単位 		
1年 or 2年(通年)	<ul style="list-style-type: none"> ◎先進学際科学セミナー 4単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位 		

学際共通科目 論文研究
学際実践科目 専門科目

注 ◎: 必修科目 △: 選択必修科目 無印: 選択科目

計: 30単位



履修モデル（健康・福祉科学コース）

1年1Q	<ul style="list-style-type: none"> △資源・エネルギー情報科学特論 1単位 △食料・環境情報科学特論 1単位 ◎文献クリティカルレビュー 1単位 ◎リサーチマネジメント 1単位 実践情報・デジタル演習Ⅰ 1単位 健康福祉メカニクス特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 	1年2Q	先進学際特別講義Ⅰ 1単位
1年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 ◎リサーチプロポーザル 1単位 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位 	1年4Q	学際共同研究実践Ⅰ 1単位
2年1Q	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉知覚認知処理特論Ⅱ 1単位 実践情報・デジタル演習Ⅱ 1単位 実践発表Ⅲ 1単位 	2年2Q	<ul style="list-style-type: none"> 学際共同研究実践Ⅱ 1単位 国際先進学際特別講義 1単位
2年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 先進学際カンファレンスⅡ 1単位 実践発表Ⅳ 1単位 		
1年 or 2年(通年)	<ul style="list-style-type: none"> ◎先進学際科学セミナー 4単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位 		

学際共通科目 論文研究
学際実践科目 専門科目

注 ◎: 必修科目 △: 選択必修科目 無印: 選択科目

計: 30単位



履修モデル（食料・環境科学コース）

1年1Q	<ul style="list-style-type: none"> △予測情報学特論 1単位 △健康・福祉情報科学特論 1単位 ◎文献クリティカルレビュー 1単位 ◎リサーチマネジメント 1単位 食料資源機能創製特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 生物環境応答特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 	1年2Q	学際研究展開Ⅰ 1単位
1年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 農業環境情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 食料生産システム特論Ⅰ・Ⅱ 2単位 ◎リサーチプロポーザル 1単位 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位 	1年4Q	実践発表Ⅱ 1単位
2年1Q	<ul style="list-style-type: none"> 地盤環境学特論Ⅱ 1単位 	2年2Q	学際共同研究実践Ⅱ 1単位
2年3Q	<ul style="list-style-type: none"> 先進学際カンファレンスⅡ 1単位 実践発表Ⅳ 1単位 		
1年 or 2年(通年)	<ul style="list-style-type: none"> ◎先進学際科学セミナー 4単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位 		

学際共通科目 論文研究
学際実践科目 専門科目

注 ◎: 必修科目 △: 選択必修科目 無印: 選択科目

計: 30単位



○研究指導

本専攻修士課程入学時に、主指導教員と相談の上で副指導教員2名を設定する。このとき、副指導教員の少なくとも1名は学生が選択するコースと異なるコースの教員を含むこととする。また、本学府の資格要件を満たしている学内の工学府及び農学府を兼務する教員を指導教員とすることもできるものとする。これにより、主指導教員の専門性に基づく研究指導に加えて、学際的な研究指導を可能にする。加えて、主指導教員が認めれば、副指導教員のセミナーに参加することにより「学際実践科目（学際研究展開Ⅰ・Ⅱ）」での単位取得を可能とし、副指導教員による指導の実質化を図る。さらに、学生生活上の不安や悩みの相談を多面的にサポートする体制を構築する。

学生は、各年次の4月又は10月に主指導教員と相談の上で、「リサーチプロポーザル」の履修と共に研究計画を作成し、これを受けて主指導教員は研究指導計画を作成する。研究計画と研究指導計画は研究題目届の書式にまとめて学府長に提出し、学生はそれに従って研究に取り組む。

5-4 学位論文の審査体制

修士の学位論文の審査を申請する者は、1月(3月修了)又は7月(9月修了)までに学位論文審査申請書に学位論文1編と論文要旨を添えて、主指導教員の承認を得たのち、コース長を経て学府長に提出する。

指導教員は提出された学位論文について、3人以上の審査委員候補者を選出し、コース長を経て学府長に報告し、学府長は、教授会に審査を付託する。教授会は審査委員及び審査委員主査を選出する。なお、論文研究を指導した教員が審査委員主査候補者として選出された場合は、その分野の特殊性や公平性についてコース長が説明し、教授会で審議する。審査委員は、学位論文審査及び最終試験を行う。学位論文審査は、各コースが開催する公開の発表会において行う。最終試験は、学位論文に関連する専門分野等について口頭又は筆記による試験で行う。

審査委員主査は、学位論文審査及び最終試験が終了した後、結果報告書を、コース長を経て学府長に提出する。コース長は教授会に、学位論文審査及び最終試験の結果を報告する。教授会は、コース長の報告に基づき、学位授与の可否(出席者の3分の2以上をもって可決とする)を議決する。学府長は、修士の学位を授与するものと認定した者について学長に報告する。学位審査に合格した者は、学長より修士の学位が与えられる。論文の公表方法は本学が定めるところに従うものとする。

5-5 研究の倫理審査体制

本専攻における研究内容の倫理性について確認を行う体制を、本学府内で合議の上構築する。研究実施に当たっての倫理審査は、原則として東京農工大学の規定に従い行う。倫理審査委員会等への届出内容等については学府長と共有・管理を行い、研究計画書、倫理審査申請書等を作成する前に研究倫理等の重要性を学んだ上で作成に当たる。なお、倫理違反が判明した場合は、直ちに研究を中止するとともに、倫理審査委員会の管理下において被害を調査し、適切に対処する。

本学は、「東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制

定し、これに基づき、本学に所属する教員、研究員、技術職員、事務職員、研究生、大学院生、学部学生など研究に携わるすべての者（以下「本学研究者等」という。）が尊重すべき事項を示し、「東京農工大学憲章」、「東京農工大学研究者行動規範」及び「東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン」に基づいて、本学研究者等の活動の信頼性と公正性を高めることを目的として定めている。

また、人を対象とする研究の計画及び実施に関し、「国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程」を制定し、本学研究者等に対し、人を対象とする研究を計画・実施する場合は、事前に研究倫理審査事務局に倫理審査を受けることを義務付けている。

これらの情報は、本学ウェブサイト (<https://www.rd.tuat.ac.jp/shienka/rinri/index.html>) に掲載することで周知している。また、本学では、本学研究者等を対象とした定期的な倫理講習会の開催、APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN) による研究倫理教育の受講を義務付けている。

5- 6 海外研修の実施

○演習科目・実践科目に係わる学生の費用負担

演習・実践科目に係る費用負担については、原則として学生の自己負担とする。ただし、特に海外研修の場合には経済的負担を軽減するため、要件に合致する留学奨学金制度等への応募を紹介し、奨励する。また、そのほか未来価値創造研究教育特区 (FLOURISH Institute) をはじめとする学内他組織が提供する留学や学外実習等の経費を支援する制度等の活用も促す。

○実践科目における危機管理等

本学府における学外研修、及び海外派遣を伴う実践科目の実施においては、本学の危機管理体制を参考に、本学府において危機管理体制の構築を行い対処する。緊急の事態に対応する必要がある場合、原則として、本学の危機管理規則に従うものとする。派遣先の国情理解、情報収集の徹底、予防接種等の案内、海外旅行保険への加入、健康診断の受診、健康管理の方法、危機発生時の連絡体制を周知する

6. 基礎となる学部との関係

本学府は、学部と独立した学府であるが、ほぼすべての教員は農学部又は工学部を兼務している。先進学際科学専攻に置く予測情報学コース、資源・エネルギー科学コース、健康・福祉科学コース及び食料・環境科学コースの全分野に対応する教員がおり、農学部及び工学部からそれぞれ対応するコースへ進学することで、学部での専門をより深く学修することが可能になる。また、既設の各学府及び連合農学研究科との連携により有機的な教育研究活動を行う。

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

新型コロナウイルスの感染拡大の折に習得したノウハウを活かし、TV会議システム等のオンラインツールを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業形式や、ICT設備を備え

た講義室を使用し、面接授業と同時双方向型授業のハイブリッド開講など、面接授業を主として開講するものの、多様な学生のニーズに対応可能な体制が整っており、これらを最大限に活かしていく。先進学際科学府先進学際科学専攻では、専攻所属の教員が東京農工大学府中キャンパス及び小金井キャンパスいずれかに研究室を主宰しており、学生もいずれかのキャンパスの研究室所属となる。二つのキャンパスに分かれることのデメリットを最小とし、同時双方向型の講義をシームレスにオンラインで可能とするため、講義室等に設置された既存のシステムを使用するほか、新学府の設置までに新たなシステムを追加導入する。

8. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

8-1 修業年限

標準修業年限は2年とする。

8-2 履修指導及び研究指導の方法

研究指導教員は、履修計画について個別に学生の相談に応じ、随時面談等により指導・助言を行う。社会人学生など教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

研究指導においては、主指導教員に加えて副指導教員2名を配置し、研究指導体制の充実を図り、修士論文完成までの一貫した指導を行う。入学時において、学生と研究指導教員との間で個別に相談の上、履修スケジュールを策定した上で研究指導を行うこととする。

8-3 授業の実施方法

教育方法の特例による履修を希望する学生については、研究指導教員が相談に応じ、夜間や休日等の特定の時間において履修計画に支障がないよう便宜を図る。

8-4 教員の負担の程度

夜間、休日開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務型裁量労働制の適用に基づき、過剰な負担が生じないように調整を行う。

8-5 図書館・情報処理施設設備等の利用や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

学生が利用する府中図書館及び小金井図書館の開館時間は、平日8時45分から21時まで、土曜日は10時から17時（府中図書館）、12時30分から19時30分（小金井図書館）、日曜日は13時から17時まで開館しており、社会人学生の就学を支援する体制が整っている。情報処理施設である総合情報メディアセンターは、府中サービスデスク、小金井サービスデスクを設置しており、平日10時から16時まで対応している。食堂、書籍販売等の福利施設も府中及び小金井キャンパスにおいて営業されている。

8-6 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要については、「10. 入学者選抜の概要」のとおりであり、農学部及び工学部の卒業生を受け入れるとともに、首都圏を中心とした社会人や留学生を受け入れるため、コースごとに入学者選抜を実施する。なお、社会人特別選抜制度も設けて、社会人を積極的に受け入れる計画をしている。

9. 取得可能な資格

学士課程で取得済みの第1種免許状を取得していることを前提とし、本専攻が定める所定の科目を修得することにより、「中学校教諭専修免許状（理科）」「高等学校教諭専修免許状（理科）」の教育職員免許状を取得できる。

10. 入学者選抜の概要

先進学際科学専攻の修士課程の入学定員は99名とし、各コースの募集人員は以下のとおりである。本学の農学部又は工学部を卒業した者に加え、他大学の学士課程卒業生等を対象とした一般入試を実施し、公的研究機関、民間企業等で研究活動に従事した経験のある者を対象とした社会人特別選抜や、外国人留学生を対象とした選抜を実施し、社会人や外国人留学生等を広く受け入れる。なお、入学時期は4月及び10月とする。

予測情報学コース	30名
資源・エネルギー科学コース	23名
健康・福祉科学コース	23名
食料・環境科学コース	23名

10-1 本専攻が求める学生像（アドミッション・ポリシー）

本専攻の養成する人材像及び教育課程での学修において求められる資質、素養、能力等は、以下のとおりである。

- ・専門分野における学部レベルの知識を持ち、関連する技術を習得している者。加えて、複数の学問分野の視点や方法論に基づき学際的専門的知識や技術の習得に意欲を持つ者
- ・入学時には高度な最新情報・デジタル・数理技術に関する知識・技術を十分に習得できていなくても、進学に当たってこれらの習得に意欲を持つ者
- ・現代社会の複雑な問題について理解し、その中から様々な課題を自ら提案し、その解決に必要な交渉力や思考力、協働学習能力や折衝力・検証能力を身に付け、解決へと導く能力の習得に意欲を持つ者
- ・産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍するために必要な基本的な語学力（英語力）を持つ者

10-2 入学者選抜試験の実施について

(1) 一般選抜

高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を国内外から広く受け入れるための選抜として、学力検査（筆答及び口述）により「関心・意欲」「知識・技能・理解」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」に加えて英語によるコミュニケーション力（外部テストのスコア又は出身大学の成績）などを総合的に評価する。

ただし、筆答試験免除を志望する者に対しては、口述試験と出身大学の成績証明書の両方を総合して評価する。

(2) 社会人特別選抜

研究機関、民間企業等で研究活動に従事した経験のある者を対象として、高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を選抜する。そのために専門科目について学力検査（筆答試験及び口述試験）を課す。ただし、成績優秀で筆答試験によらずとも十分な学力があると判断できる者には、筆答試験を免除し、提出書類と口述試験を総合して選抜を行う場合がある。

なお、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、その教育は夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の社会人学生に合わせた措置をとる。

(3) 留学生特別選抜

外国人留学生を対象として、高度な専門的・学際的知識の習得と知の開拓に強い意志を有し、最新の科学技術の展開に関心を持ちつつ、実践的に行動する意欲を持った学生を選抜する。そのために、これまでの研究成果と研究業績及びこれからの研究計画に関する申請書類に基づく書類選考と専門科目に関する口述試験を課す。

なお、外国に在住・在学する者で受験するために来日が困難な場合は、遠隔会議システムなどを用いた口述試験を実施する。

11. 教育研究実施組織の編成の考え方及び特色

11-1 教員組織の編成

本学府先進学際科学専攻の教員群は、農学研究院及び工学研究院等より選抜された**教員 28 名（教授 14 名、准教授 13 名、講師 1 名）**から構成する。本専攻には専門分野ごとに4コースを設置することから、予測情報学、資源・エネルギー科学、健康・福祉科学、食料・環境科学の専門分野の教員が担当する。すべての教員が農学、工学又は関連分野での博士号を有し、学際分野での国際的に認められる業績を有する教員で構成する。本学専任教員が主体となってカリキュラムを運用し、農学又は工学の専門分野に基盤を置きながら、新たに情報分野を取り込んだ先進的な学際領域の創生に取り組める体制とする。

なお、本学府の専任教員は農学研究院、工学研究院等を本務先としており、教員の所在地は府中キャンパス又は小金井キャンパスとなる。また、所属学生も指導教員の所在地に応じて、いずれかのキャンパスの研究室にて研究活動に取り組む。教員及び学生が両キャンパス

へ分散するものの、履修や研究指導に不都合が生じないように、時間割作成時に配慮（例えば、ある曜日は府中キャンパスのみの開講）をする。また、多くの教員が小金井キャンパスに所在するとともに、事務組織も現行の生物システム応用科学府事務室が引き継ぐこととなるため小金井キャンパスに常駐する。一方で、府中キャンパス内に本学府のサテライトオフィスとして事務室、会議セミナー室、講義室を用意する。事務室には事務職員を常駐させ、オンラインによる会議や研究指導、講義を滞りなく実施するための環境整備を行う。新学府では、キャンパスが異なることによる教員や学生の負担をより軽減するとともに、キャンパス間で格差が生じないための対応をとる。小金井キャンパスにも、府中キャンパスを主たる所在とする学生及び教員が自由に利用できるサテライトオフィスを用意する。新学府設置にあたって、両キャンパスにおいて本学府所属の教員・学生が不便を感じることなく行き来しながら教育・研究に取り組めるように、大学として全面的にサポートし責任をもって整備をする。

11-2 教員組織の特色

農・工の2学部から構成され、農学又は工学分野において基礎研究だけでなく応用研究でも先端の実績を有する東京農工大学の強みを先進学際科学府に結集する。そして、新学府での教育・研究資源を最大限発揮させるため、多様性を持ち、かつ求心力のある教育組織を編成する。主な特徴は以下のとおりである。

- ・本専攻の教育体制は、先進学際科学府の教育研究の発展に貢献することができる計28名の教員から構成される。高度専門職業人材育成の意義を十分理解し、AI・数理・データサイエンス教育の充実など新たな教育プログラムの実施・発展に意欲を持つ教員で組織される。
- ・本専攻は、新しい先進学際科学府内の独立専攻であるものの、教員所属の母体である農学研究院、工学研究院及び農工両学部と緊密な連携をとりつつ運営する。たとえば、各学部で既に構築されている高大接続から修士（博士前期）課程への連携を重視し、関係教員間のネットワークを活用して、学部教育からの一貫した教育指導体制をとる。
- ・修士論文研究を実施する上で、本専攻の専任教員が主指導教員となり、副指導教員2名を配置する。先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて、副指導教員のうち1名については指導資格の審査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導体制を整える。

11-3 教員の年齢構成

先進学際科学府先進学際科学専攻に参画する専任教員28名の内訳は、工学系17名、農学系11名で、そのうち教授が14名である。

学年進行終了時の令和9年3月時点における年齢構成は、30歳代1名、40歳代17名、50歳代7名、60歳代が3名となっている。中途退職等に伴う欠員が生じた場合については、学内の所定の手続きを経て全学的な人事計画に沿いながら、先進学際科学専攻の教育・研究に支障が生じないように速やかに後任人事を進める。

12. 研究の実施についての考え方、体制、取組

先進学際科学府では、学際分野における研究力強化に向けた取組を進める。教員は研究組織である農学研究院又は工学研究院を本務とし本学府を兼務する。教員は、先進的な研究活動を推進し、その成果を国際的に発信している。研究力向上のために最先端の研究設備等のインフラ整備は全学的に取り組んでおり、技術職員の適切な配置により、部局を超えた全学的な技術支援や技術協力の取組を行っている。学内の先端産学連携研究推進センターとの連携により産学連携の推進や教員個々の研究成果の産業応用に向けたリサーチアドミニストレーター（URA）によるサポート体制の構築など、研究環境の整備が進められている。加えて、平成28年に学内に設置したグローバルイノベーション研究院（GIR）において、海外の国際研究拠点や連携大学との国際共同研究の推進が図れる環境も整備している。本学府の専任教員の中にもGIRを兼務し、国際共同研究拠点を形成し、先進的な研究成果の創出に取り組んでいる者もいる。こういった全学的な研究力強化に向けた取組により、大学院における教育と研究に重点を置く研究大学である本学の所属教員の研究レベルは、国際的に高く評価されている。GIRでは著名外国人研究者を招聘し、各研究分野での最先端研究に関する各種セミナーを実施しており、学生はセミナーを聴講しレポート等の課題を実施した場合に単位を得ることができるようなカリキュラムも導入する。

先進学際科学府では国際的に評価の高い研究力をもつ教員を配置し、大学院修士課程の教育に取り組む体制とする。修士論文研究を実施する上で、本専攻の専任教員が主指導教員となり、副指導教員2名を配置する。先進性や学際性の富んだ研究の実施に向けて、副指導教員のうち1名については指導資格の審査を前提に、他学府の専任教員でも担当できるような研究指導体制を整える。異なる分野で高い研究力を持つ教員が学生の指導を通じ共同研究を実施することで、新たな学際研究分野を創出につながることを期待される。学生は、副指導教員による研究指導について、定期的なゼミへの出席等がある場合には、主指導教員が認定すれば単位取得できる（科目名：学際研究展開）カリキュラムとしており、副指導体制の強化を進める。そのほか、学内外の大学や研究機関において実施する共同研究についても単位化する（科目名：学際共同研究実践）ことで、異分野協働による学際共同研究への参画を促進する。一方で、学生自身の研究力を醸成するために、研究背景や重要性・意義を理解するために学術論文を幅広く調査するための「文献クリティカルレビュー」及び、研究分野の国内外の状況や課題等の背景、研究計画の着想に至った経緯、研究目的、研究方法、研究内容、研究遂行力の自己分析等をまとめた修士論文研究のプロポーザルを作成する「リサーチプロポーザル」の2科目を配置する。体系立てたカリキュラム構成によって、大学院生の研究力強化を図る。

先進学際科学府の強みの一つは、農学、工学のいずれかを基盤に持ち学際研究を推進している教員集団であることであり、研究活動を通じた相互コミュニケーションによる相乗効果で研究力強化が期待できる。「先進学際カンファレンスⅠ・Ⅱ」では、コース・研究室・研究分野・学年関係なく構成されるグループ内で相互に研究発表し、質疑を行うミニカンファレンスを実施する。そのことで、専攻に所属する学生の研究分野に対する理解を深めると同時に、自分の研究との関連について考察し、学際的な視点を涵養することができる。

13. 施設、設備等の整備計画

13-1 校舎等施設

本学府先進学際科学専攻に在籍する学生は、所属コースによらず、本学小金井・府中両キャンパス全ての施設・設備を利用できるため、教育環境と資源を共有することが可能となり、教育の充実が図られる。

府中キャンパスの研究講義棟には、講義室 35 室、演習室 39 室、研究室 259 室が設置されており、小金井キャンパスの研究講義棟には講義室 51 室、演習室 28 室、研究室 478 室が設置されている。

教員の研究室は、延床面積 5,840 m²で、専門分野ごとに研究室を近接させている。また教員個人の研究室とは別に共同研究室を設置して、教育研究活動の円滑な実施に配慮している。

大学院生の自習室として、院生研究室が整備されており、平日は 8 時から 23 時まで、土日は 8 時から 20 時まで利用することが可能な体制となっている。

本専攻の講義室、実験・演習室については、既存の講義室等の活用及び一部施設の改修を行うことで対応可能である。また、学生の自習室等については、これまでも多数の大学院生を受け入れていることから、既存の自習室等を活用することで十分に対応可能である。さらに、建物内には有線、無線の LAN 環境が整備されており、大学の ID を使って常時インターネットに接続することができる。学内公衆無線 LAN アクセスネットワークは、学内全ての講義教室をカバーしており、このことにより、講義及び自習でネットワークを自由に利用することが可能である。

13-2 図書資料及び図書館の整備

本学府本専攻に在籍する学生は、所属コースによらず、本学の図書館サービスを楽しむことができる。

本学では、府中及び小金井キャンパスに図書館を有している。両図書館では、各キャンパスに配置している学部及び大学院の学術分野における図書及び雑誌類を中心に体系的に収集整備し、利用者に提供している。

蔵書は、府中及び小金井図書館合わせて約 52 万冊（うち、外国書約 17 万 5 千冊）、学術雑誌約 1 万 4 千種類（Science など）、電子ジャーナル（ScienceDirect、SpringerLink、Wiley Online library、Nature、BioOne Complete など）は約 1 万 8 千種類を有している。

規模は、府中図書館が 364 席（床面積 3,428 m²）、小金井図書館 532 席（床面積 3,479 m²）である。開館時間は平日 8 時 45 分から 21 時までであり、土曜日は 10 時から 17 時（府中図書館）、12 時 30 分から 19 時 30 分（小金井図書館）、日曜日は 13 時から 17 時、その他授業実施日の土日祝日等は 9 時～18 時まで開館している（祝日、夏季休業等の期間中を除く。）。また、OPAC システムが稼働しており、全学の所蔵図書の検索を迅速に行うことができる。

府中図書館では、2 階部分を「コモンズエリア（自由に議論しながら研究・学習する空間）」、1 階部分を「静寂エリア（集中して静かに研究・学習する空間）」と目的別に位置づけており、

小金井図書館では、北棟3階を「オープングループワークスペース」として、無線LANやホワイトボードを備えた自由なディスカッションスペースや、その他個人用ワークブースを設置するなど、両図書館において、グループ学習や個人向けの学習に適した多様な環境や設備を提供している。

なお、両図書館では、学生の自立的学習を促すための教育支援、及び研究者に対する学術情報提供等による研究支援を行うため、開架方式による閲覧、貸出、返却、ILL（文献複写・相互貸借）のほか、新入生向け図書館オリエンテーション、大学院生を対象とした文献検索オリエンテーション、「図書館活用ガイド」の作成、図書・雑誌の購入のほか、電子ジャーナルやデータベース等の電子資料等の精査充実も進めている。

13-3 遠隔講義システムの導入状況

本学では府中キャンパス、小金井キャンパスの多くの講義室等に遠隔講義システムを導入しており、当該システムを利用することにより支障なく遠隔講義を実施することが可能である。そのほか、ZoomやTeamsの有料版の利用が可能で、すべての教室でオンデマンド視聴、ライブ配信が可能である。

14. 2以上の校地において教育を行う場合

本専攻の授業は、小金井キャンパス（東京都小金井市）及び府中キャンパス（東京都府中市）において実施する。本専攻を担当する専任教員28名のうち25名は小金井キャンパス、3名は府中キャンパスを教育研究活動の拠点としている。各キャンパスの間は、公共交通機関を利用して約40分程度、自動車や自転車を利用して約20分程度の距離があるが、学生に関しては予測情報学コースの一部の学生（30名程度）が府中キャンパス、それ以外の学生は小金井キャンパスを拠点に学修を行う。

専攻共通科目等、全学生が一堂に会する授業を実施する場合は、本学独自で整備したTV会議システムやICT設備がある講義室等を活用し、キャンパス間で同時に双方向授業やハイブリット授業を実施する。面接授業の方がより教育効果の高い授業と判断される場合には、教員や学生の移動時間を考慮した授業間隔を確保するように時間割を工夫し、履修に支障が生じないよう配慮する。これにより、学生の履修における支障は生じないものと考えられるが、万が一、支障が生じる場合には、その都度、個別に対応する。なお、両キャンパスにおいて本学府所属の教員・学生が不便を感じることなく行き来しながら教育・研究に取り組める体制を、大学として全面的にサポートし責任をもって整備する。

15. 管理運営

15-1 学府ガバナンスの基本方針

東京農工大学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学及びその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献する。さ

らに、社会課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

先進学際科学府は、この基本理念を踏まえ、高い自主性と倫理性を兼ね備えた高度職業人材を養成することを目的としており、先進学際科学府の業務を掌理する学府長については、学長が、学府から原則として2人以上の学府長候補者の推薦を受け、面接により選考の上、任命する。さらには、学府を構成する教員から選ばれた1名が副府長として学府長をサポートし、本学府選出の教育研究評議員となる。

15-2 教授会及び運営委員会

本学府では、教授会（学府長、副府長、専任教員から構成）を定期的開催し、教育研究に関する重要事項を審議する。具体的には、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了に関する事項及び学位の授与に関して意見を述べるとともに、学生の在籍に関する事項（入学及び課程の修了に関する事項を除く。）、学生生活に関する重要等である。

また、教授会の運営を円滑に行うため、学府長、副府長、コースから選出された者を構成員とする運営委員会を定期的開催し、教授会からの委任事項等について本運営委員会において審議、決定する。

15-3 常設委員会

本学府の恒常的な業務を円滑に処理するため、常設委員会として、学務委員会、入学試験実施委員会を置く。

学務委員会では、教育課程の編成に関する事項、授業科目の設置等に関する事項、授業時間割の編成及びその運用に関する事項、学生の学籍異動等に関する事項、学生の修学指導、成績及び修了に関する事項、その他教授会又は運営委員会から委託された事項等を審議する。

入学試験委員会では、学生募集要項に関する事項、入学試験の実施方法に関する事項、入学試験の問題及び答案の取扱いに関する事項等を審議する。

16. 自己点検・評価

16-1 全学の自己点検・評価

本学では、全学的な自己点検・評価について、東京農工大学学則第12条において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取り組み、その結果を公表するものとする」こと、及び東京農工大学組織運営規則第17条で役員会を置くこと、第21条で大学経営戦略会議を置くこと、第21条の2で役員会及び大学経営戦略会議の下に全学計画評価委員会を置くことを定め、全学計画評価委員会において東京農工大学大学評価実施規程に基づき教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施している。

全学計画評価委員会には、教育・学生生活委員会、入学試験委員会、研究推進委員会、国際交流委員会、広報・社会貢献委員会、大学情報委員会、環境・安全衛生委員会、施設整備委

員会、図書館商議会の九つの全学委員会を置き、自己点検・評価等の大学評価に対応している。

このほか、部局等において、教員の業績評価を行っており、その評価結果を全学的に審議・承認する機関として教員評価機構を設置している。

16-2 評価項目及び実施方法

本学では、全学計画評価委員会において、中期目標・中期計画に関する自己点検・評価として、年度計画（アクションプラン）の策定と取組状況の確認及び進捗の公表（アクションレコード）を毎年度、実施している。

また、教育研究水準の向上に資するため、東京農工大学自己点検・評価実施細則を定め、学生の受入、学生支援、施設整備、教育課程と学修成果に関する自己点検・評価を、全学計画評価委員会において、毎年度実施している。

認証評価については、直近では、令和2年度に受審しており、全学自己点検・評価小委員会において、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施し、「自己評価書」として取りまとめた。また、経営系専門職大学院の認証評価を令和元年度に、分野別認証評価として獣医学教育の認証評価を令和3年度に受審しており、それぞれの部局で自己点検・評価を実施している。

このほか、毎年度、常勤教員を対象とした教員業績評価を実施している。教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の各領域の諸活動について、部局等において教員の諸活動に対する評価（教員業績評価）を実施し、部局等の評価が適切に行われているか、教員評価機構において評価結果を審議・承認している。

16-3 評価結果の活用・公表

本学では、東京農工大学大学評価実施規程に基づき、上記の方法で実施した自己点検・評価について、その報告書及び評価結果を、本学ウェブサイト等で公表している。

17. 情報の公表

17-1 大学としての情報提供

本学の公式ホームページ（以下「大学 WEB ページ」という。）において、大学憲章、中期目標、中期計画及び大学が目指す方向性を発信しているとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各規則や入学定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容と公開している大学 WEB ページのアドレスは次のとおりである。

(1) 大学 WEB ページを活用した情報提供

<https://www.tuat.ac.jp/>

- ① ニュース
- ② イベント情報
- ③ 各学部及び大学院
- ④ 入試情報

⑤ 学生生活

(2) 教育研究活動等の状況に関する情報の提供

(学校教育法施行規則第172条の2による)

① 大学憲章、教育研究上の目的

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/daigakukensho/>

② 組織

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/kikouzu/>

③ 学位授与方針（修士課程）

https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate_school.html

④ 教育課程編成・実施の方針（修士課程）

https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/policy/graduate_school.html

⑤ 入学者受入方針

https://www.tuat.ac.jp/admission/nyushi_daigakuin/admission_policy/

⑥ シラバス

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/campuslife/course/syllabus/

(3) 大学運営情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/>

① 財務情報

<http://www.tuat.ac.jp/outline/jyouhoukoukai/houjin/zaimu/>

② 認証評価情報

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/ninsyohyouka1/

③ 研究者行動規範

<http://www.tuat.ac.jp/outline/overview/koudokihan/>

④ 教員評価

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/kyouinhyouka/

⑤ 大学評価情報

http://www.tuat.ac.jp/outline/kei_hyou/daigakuhyouka/

⑥ 議事録

・ 役員会

https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r5_giji/yakuin/

・ 教育研究評議会

https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r5_giji/hyougikai/

・ 経営協議会

https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/organization/r5_giji/keikyou/

(4) 卒業生の進路情報

https://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/career/sinro/syusyokujoukyo/

(5) キャンパスライフ

http://www.tuat.ac.jp/campuslife_career/

(授業・履修、大学生活、学費・経済支援・就学支援、学務情報、サークル・ボランティア)

活動、就職・留学、等)

(6) 各学府・研究科の Web ページ情報 (学位論文に係る評価に基準についても掲載)

<http://www.tuat.ac.jp/department/>

(7) センター附属施設等 Web ページによる教育研究等の情報提供

<http://www.tuat.ac.jp/outline/facility/>

18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

東京農工大学において、既に全学的に行われている学生及び教職員自身による授業評価 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 研修会に参画し、授業内容の改善を図る。本学府設置後は、従前と同様の授業改善プログラムを継続していく。

本学では、教員資質の向上のため、既に大学全体及び学府として実施していく FD の活動内容とその結果を効果的に教育の質向上のために活用している。これまでの FD に関する取組内容を共有管理・相互公開し、教員資質の維持向上に努めることとする。具体的には、以下の事項等について推進していく。

教育の質の向上のための取組として、シラバスの作成や授業アンケート調査を実施するとともに、実施している取組等を積極的に取り入れ、学府の下で教育の質の向上及び改善のための PDCA システムの構築に取り組む。

研究能力の質の向上の取組として、教員は研究組織である研究院に配置されており、研究院での先進的研究を推進している。その研究力向上のために、最先端の研究設備等のインフラを整備し、国際的拠点として研究発信する環境を整えている。また、研究成果の産業応用の推進においては、学内に設置した先端産学連携研究推進センターとの連携により、教員個々の研究成果が大学の知的財産として産業応用されるシステムを運営している。さらに、平成 28 年に学内に設置したグローバルイノベーション研究院において、海外の国際研究拠点や連携大学との国際共同研究の推進が図れる環境も整備している。これらの取組により、本学は大学院における教育と研究に重点を置く研究基軸大学として、所属教員の研究レベルは国際的に高く評価されている。

また、職員に必要な知識・技能を習得させるためとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修として、以下に掲げる研修を実施し、他機関で開催される研修にも参加している。

(1) 階層別 (西東京地区国立大学法人、一般社団法人国立大学協会等)

初任職員研修、中堅職員研修、国大協係長研修、国大協部課長研修

(2) 階層別 (学内)

新任教職員研修、学内事務職員 (係長) 研修、学内事務職員 (主任・係員) 研修

(3) 目的別

パソコン研修、人事評価制度評価者研修、多面評価研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修

(4) 専門別

学内英語研修、会計研修、契約事務研修、国大協会計事務研修、放送大学受講研修
他機関等の研修 (人事関係の各種研修)、内閣府主催イェール大学プログラム

設置の趣旨等を記載した書類「資料」

資料1	定年に関する学内規程	2
資料2	研究の倫理審査に関する規程	20
資料3	設置の趣旨及び必要性	41
資料4	養成する人材像	42
資料5	履修モデル	43
資料6	カリキュラム・マップ	48
資料7	修了までのスケジュール	49
資料8	時間割（案）	50

○国立大学法人東京農工大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 3 号)

改正	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 3 号	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 6 号	平成 17 年 5 月 1 日	17 経教規則第 8 号
	平成 18 年 4 月 1 日	18 経教規則第 1 号	平成 19 年 1 月 15 日	18 経教規則第 7 号	平成 19 年 4 月 1 日	19 経教規則第 2 号
	平成 19 年 11 月 5 日	19 経教規則第 9 号	平成 20 年 4 月 1 日	20 経教規則第 3 号	平成 20 年 6 月 23 日	20 経教規則第 7 号
	平成 20 年 7 月 7 日	20 経教規則第 11 号	平成 20 年 8 月 1 日	20 経教規則第 15 号	平成 21 年 4 月 1 日	20 経教規則第 7 号
	平成 21 年 7 月 27 日	21 経教規則第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日	22 経教規則第 3 号	平成 22 年 8 月 1 日	22 経教規則第 7 号
	平成 23 年 4 月 1 日	23 経教規則第 10 号	平成 24 年 11 月 7 日	24 経教規則第 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	25 経教規則第 5 号
	平成 25 年 11 月 1 日	経教規則第 11 号	平成 26 年 5 月 12 日	規程第 29 号	平成 26 年 11 月 1 日	規則第 10 号
	平成 27 年 4 月 1 日	規則第 4 号	平成 27 年 10 月 1 日	規則第 6 号	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 29 年 3 月 3 日	規則第 10 号	平成 30 年 7 月 2 日	規則第 6 号	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	令和元年 6 月 24 日	規則第 3 号	令和 2 年 3 月 23 日	規則第 5 号	令和 2 年 9 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 10 月 1 日	規則第 5 号	令和 5 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 5 年 7 月 31 日	規則第 5 号
	令和 6 年 1 月 29 日	規則第 11 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 1 号	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 4 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 人事

第 1 節 採用(第 5 条—第 10 条)

第 2 節 評価(第 11 条)

第 3 節 昇任(第 12 条)

第 4 節 異動(第 13 条・第 13 条の 2)

第 5 節 休職及び復職(第 14 条—第 16 条)

第 6 節 退職(第 17 条—第 20 条)

第 7 節 解雇、降任(第 21 条—第 25 条)

第 8 節 退職時の責務(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 給与(第 28 条)

第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)

第 5 章 労働時間及び休暇等(第 37 条—第 39 条)

第 6 章 研修(第 40 条)

- 第7章 表彰(第41条)
 - 第8章 懲戒等(第42条―第46条)
 - 第9章 安全及び衛生(第47条―第51条)
 - 第10章 出張(第52条・第53条)
 - 第11章 母性の保護(第54条)
 - 第12章 障害者の雇用と保護(第55条)
 - 第13章 災害補償(第56条・第57条)
 - 第14章 退職手当(第58条)
 - 第15章 福利厚生(第59条・第60条)
 - 第16章 知的所有権(第61条)
 - 第17章 苦情処理(第62条)
 - 第18章 規則の作成及び改廃の手続(第63条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の職員が、学則第1条に定める本学の使命と責務を自覚して職務を遂行するために必要な、職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及びその他の法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

(規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(職員の定義及び適用範囲)

第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- (1) 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。
- (2) 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。
- (3) 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。

2 常時勤務を要しない職員の就業については、別に定める。

- 3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、別に定める。
- 4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の労働契約を締結することができる。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。

- 2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
- 3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人研究員の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。
- 4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。
- 5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。

(赴任)

第6条 職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(職員の配置)

第7条 職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して学長が行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては、採用を決定した職員に対し、学長は次の事項を記載した労働条件通知書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全及び衛生に関する事項
- (9) 研修に関する事項
- (10) 災害補償に関する事項

- (11) 表彰及び制裁に関する事項
 - (12) 休職に関する事項
- (採用時の提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 卒業証明書
 - (3) 資格に関する証明書
 - (4) 住民票記載事項証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 扶養親族等に関する書類
 - (7) その他本学において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関係法令に基づき、職員に対し、同法第2条第5項に規定する個人番号の報告を求めることができる。

(試用期間)

- 第10条 職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、その期間を設けないことができる。
- 2 採用後3か月間において実際に労働した日数が45日に満たない職員については、その日数が45日に達するまで試用期間を延長することがある。
- 3 試用期間中の職員が、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること及びその他職員としての適格性を欠くことにより本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、学長は当該職員を解雇することができる。
- 4 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、第21条第3項及び第24条に規定する解雇手続きによるものとする。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評価)

第11条 学長は、職員の勤務成績について、評価を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

- 第12条 職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
- 2 教育職員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

第4節 異動

(配置換・出向等)

- 第13条 学長は、職員に対し、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という)を命じることができる。ただし、転籍を命じるときは本人の個別の同意を得るものとする。
- 2 配置換、兼務及び出向を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
 - 3 職員の配置換等について必要な事項は、別に定める国立大学法人東京農工大学職員異動規程による。
 - 4 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
 - 5 教育職員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。
 - 6 事務職員及び技術職員の60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日以後の配置換等については、別に定める。

(クロスアポイントメント制度)

- 第13条の2 職員は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。
- 2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する職員の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。
 - 3 その他クロスアポイントメント制度について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

第5節 休職及び復職

(休職)

- 第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、学長は当該職員を休職にすることができる。
- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - (3) 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合
 - (5) 労働組合業務に専従する場合
 - (6) 大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。

- 2 教育職員に関して前項第4号、6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 3 試用期間中の職員については、第1項の規定を適用しない。
- 4 休職の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学職員休職規程に定める。
- 5 職員を休職にするときは、事由を記載した説明書を交付する。

(休職の期間)

第15条 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間は、原則として始めに休職した日における在職期間に応じて別に定める期間とする。この場合において、休職の期間が限度となる期間に満たないときは、始めに休職した日から引き続き限度となる期間を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。
- 3 前条第1項第3号から第7号までに掲げる事由による休職の期間は、原則として3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、始めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、学長は当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする。

第6節 退職

(退職)

第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第14条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 職員が国立大学法人等の役員になるとき。
- (7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。
- (8) 国立大学法人東京農工大学テニユアトラック教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニユア付与審査の結果、テニユアを付与しないこととなり、テニユアトラック教員としての任期が終了したとき。

(9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格審査の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき（同規程第5条第2項の場合を除く。）。

(10) 大学が退職を勧奨し、応諾したとき。

(自己都合退職)

第18条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって申し出なければならない。

2 前項の申し出があった場合、業務上特に支障のない限り、学長はこれを承認するものとする。

(早期退職募集制度による退職)

第18条の2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第18条の3 学長は、管理監督職（国立大学法人東京農工大学職員給与規程第23条第1項に規定する職）を占める事務職員及び技術職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日（以下「異動日」という。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。

3 第1項の管理監督職以外の職については、別に定める。

(管理監督職への任用の制限)

第18条の4 学長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員を、その者が当該管理監督を占めているものとした場合における異動日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職)

第19条 職員の定年は、満65歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(再雇用)

第20条 前条の規定により退職した職員及び満60歳に達した日以後に退職した職員については、学長は国立大学法人東京農工大学再雇用規程に定めるところにより再雇用することができる。

第7節 解雇、降任

(解雇)

第21条 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、学長は当該職員を解雇する。

- 2 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇することができる。
- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合
 - (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責が果たし得ないと認められた場合
 - (3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障をきたす状態にあつて、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられない場合
 - (4) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
 - (5) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合
 - (6) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合
- 3 前項の規定により職員を解雇しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(整理解雇の要件)

第22条 学長が前条第2項第4号及び第5号により職員を解雇するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること。
- (2) 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること。
- (3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること。
- (4) 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと。

(降任)

第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を降任させることができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良と認められた場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職員が降任を申し出た場合

2 前項(第4号を除く。)の規定により職員を降任させようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(解雇制限)

第24条 第21条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定される産前産後休業の期間及びその後30日間
(解雇予告)

第25条 第21条の規定により職員を解雇する場合は、学長は、次の者を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日以上分の解雇予告手当を支払う。

- (1) 2か月以内の期間を定めて雇用した者
- (2) 試用期間中であって採用後14日以内の者
- (3) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第8節 退職時の責務

(使用物品の返還)

第26条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用した物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第27条 職員から労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、学長はこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第28条 職員の給与については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める。

第4章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第29条 職員は、学校教育法第83条に定める大学の目的、本学学則第1条に定める本学の使命と目的及びその業務の公共性を自覚し、協力協働して職務に専念しなければならない。

- 2 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。
- 3 学長及び役員は、職員がその能力を十分に発揮し、また協力協働して本学の教育研究及び運営に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めるものとする。

(本学の命令に従う義務)

第 30 条 職員は、本学の指示命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 本学は、その指示命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 31 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は職員全体の名誉を毀損すること。

(2) 本学の秩序及び規律を乱すこと。

(秘密の遵守)

第 32 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、不正の事実を知り得た場合はこの限りではない。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 32 条の 2 職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(不正の事実の報告)

第 33 条 職員は、不正の事実を本学に報告したことにより、いかなる不利益も受けない。

(ハラスメントの防止)

第 34 条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程に定める。

(兼業)

第 35 条 職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。

2 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東京農工大学職員兼業規程に定めるところにより学長の許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第 36 条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程に定める。

(障害を理由とする差別解消のための措置)

第 36 条の 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第37条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。

(在宅勤務)

第37条の2 職員は、通常の勤務場所を離れて、原則として当該職員の自宅において勤務（以下「在宅勤務」という。）することができる。

2 在宅勤務について必要な事項は、別に定める。

(育児休業、介護休業等)

第38条 育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。

(配偶者同行休業)

第39条 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程による。

第6章 研修

(研修)

第40条 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員に対して研修機会の提供に努めるものとする。

2 職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

3 教育職員は、授業計画に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第7章 表彰

(表彰)

第41条 職員が次の各号に該当する場合には、学長は当該職員を国立大学法人東京農工大学職員表彰規程に定めるところにより表彰する。

(1) 永年にわたり誠実に勤務し成績が優秀で他の模範となる場合

(2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合

(3) その他学長が必要と認める場合

第8章 懲戒等

(懲戒)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。

(1) 懲戒解雇 予告期間を設けなくて即時に解雇する。

- (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けな
いで即時に解雇する。
- (3) 出勤停止 勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 減給 一事案について労基法第 12 条に規定する平均賃金の半日分を限度とする。
ただし一給与支払期にいくつかの事案が発生した場合には、その減給総額が、給与
支払期における給与総額の 10 分の 1 以内の額を上限として給与から減じる。
- (5) 戒告 将来を戒める。

(懲戒の事由)

第 43 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は当該職員を懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤を繰り返した場合
- (2) 正当な理由なしに繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる不都合な
行為があった場合

(懲戒の手続等)

第 44 条 懲戒処分決定は、別に定める国立大学法人東京農工大学懲戒規程に基づき、
役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て学長が行う。ただし、教育職員につい
ては教育研究評議会の審査を経て学長が行うものとする。

2 学長は、職員を懲戒するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設
けるものとする。

(訓告等)

第 45 条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要がある
ときには、学長は訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第 46 条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害
の全部又は一部を当該職員に賠償させるものとする。

第 9 章 安全及び衛生

(学長の責務)

第 47 条 学長は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとし
る。

(協力義務)

第 48 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他の関係法令を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力し、実行しなければならない。

(健康診断)

第 49 条 職員は、本学が毎年定期的又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した時は、この限りではない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、学長は職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前 2 項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第 50 条 職員は、本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある等の場合には、直ちに学長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 学長は、前項の届け出があった場合には、産業医その他の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じることができる。

(安全衛生管理)

第 51 条 安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程に定めるところによる。

第 10 章 出張

(出張)

第 52 条 業務上必要がある場合は、旅行命令権者は職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに書面により報告しなければならない。

(旅費)

第 53 条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程に定めるところによる。

第 11 章 母性の保護

(女性職員の就業制限等)

第 54 条 学長は、妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等にとって有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、学長は当該職員に午後 10 時から午前 5 時までの間における深夜労働又は所定の労働時間以外の労働をさせないものとする。

3 1 歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、学長は当該職員に休憩時間のほかに 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与えるものとする。

4 生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合には、学長は当該職員を一定期間労働させないことができる。

5 母性の保護について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程及び国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定めるところによる。

第12章 障害者の雇用と保護

(障害者の雇用)

第55条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第56条 学長は、職員の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

(通勤上の災害補償)

第57条 学長は、職員の通勤途上における災害については、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

第14章 退職手当

(退職手当)

第58条 職員の退職手当については、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程に定めるところによる。

第15章 福利厚生

(宿舎の利用)

第59条 職員は、本学の宿舎を利用することができる。

(職員のレクリエーション)

第60条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

第16章 知的所有権

(知的所有権)

第61条 知的所有権に関する必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職務発明規程に定めるところによる。

第17章 苦情処理

(苦情処理)

第62条 学長は、職員の給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

2 職員から寄せられた苦情処理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学苦情相談規程に定める。

第18章 規則の作成及び改廃の手続

(作成及び改廃の手續)

- 第 63 条 学長は、就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- 2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。
 - 3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 事務職員及び技術職員の令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 19 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 歳

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日 17 経教規則第 8 号)

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日 18 経教規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 15 日 18 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 15 日から施行し、第 4 条第 3 項を改正する規定は、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用するものとする。また、第 5 条第 3 項を改正する規定は、平成 18 年 11 月 15 日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 19 経教規則第 2 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 5 日 19 経教規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 5 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日 20 経教規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 63 条第 2 項を改正する規定は、平成 20 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16 経教規程第 43 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年 6 月 23 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 23 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 3 項にかかる改正については、平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 7 月 7 日 20 経教規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 7 日から施行し、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日 20 経教規則第 15 号)

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日 20 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 27 日 21 経教規則第 20 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 1 日 22 経教規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 7 日 24 経教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 経教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 1 日経教規則第 11 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程は、廃止する。

附 則(平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 26 年 11 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 17 条第 8 号の改正規定は平成 26 年 6 月 2 日から、同条第 9 号の改正規定は平成 26 年 11 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 2 日規則第 6 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日規則第 3 号)

この規程は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日規則第 5 号)

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則(令和2年9月1日規則第5号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日規則第5号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日規則第5号)

この規則は、令和5年7月31日から施行する。

附 則(令和6年1月29日規則第11号)

この規則は、令和6年1月29日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第4号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に第14条第1項第1号の規定により命じられた休職の取扱いについては、なお従前の例による。

○東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
(平成27年4月1日教規程第23号)

改正 平成27年7月1日規程第47号 平成28年4月1日規程第6号
平成30年4月1日規程第12号 平成31年4月1日規程第19号
令和元年6月27日規程第9号 令和元年8月1日教規程第10号
令和3年4月1日規程第15号 令和4年4月1日教規程第7号
令和5年1月1日規則第11号 令和5年4月19日教規程第22号
令和5年7月1日規程第33号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。
(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文など発表された研究成果に示された以下の行為をいう。

ア 捏造(fabrication) 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為

イ 改ざん(falsification) 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

ウ 盗用(plagiarism) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語(当該研究者特有の用語に限る。)を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

(2) 不正とみなされる行為 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、以下に掲げるもののうち、研究者としての行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

ア 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為(投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。)

イ 不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

ウ 前各号以外の研究活動上の不適切な行為

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者並びに本学の施設及び設備を利用して研究に携わる者をいう。

3 この規程において「研究データ」とは、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果(以下「研究成果」という。)を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。

- 4 この規程において「部局等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、不正行為を防止するために学内規則等を遵守し、また、第5条から第7条までに規定する者の指示に従わなければならない。
- 3 研究者等は、採用後速やかに本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、修了しなければならない。また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを第37条に規定する期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究責任者の遵守事項)

第4条 研究室等の責任者、競争的研究資金における補助金等の研究代表者、共同研究の研究担当者及び研究プロジェクトの責任者となる研究者(以下「研究責任者」という。)は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 研究責任者は、各研究室等の研究施設内において、研究データ及び実験手続などに関し、適宜確認すること。
- (2) 研究責任者は、研究者に対して、研究データは、個人の私的研究記録ではなく、国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程に定める原則として本学に帰属する有体物として、研究者管理の研究データを管理すべきである旨の意識を持たせ適切に管理させるとともに、研究データの記載の方法に関し指導を徹底すること。
- (3) 研究責任者は、研究者に対して、研究データなどを記録した紙及び電子記録媒体などは、論文など成果物の発表後も第37条に規定する期間保存・管理し、他の研究者からの問い合わせ及び調査照会などにも対応できるよう指導を徹底すること。
- (4) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(総括責任者)

第6条 本学における研究不正に関する申し立ての処理を総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」)委員長をもって充てる。

3 総括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会副委員長をもって充てる。

(研究倫理教育の実施)

第8条 研究倫理教育責任者は、不正行為を防止するため、研究者等に研究倫理教育を実施する。

2 研究倫理教育を実施するにあたっては、研究者等の職種又は業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。

3 研究倫理教育責任者は、本学学生(学部学生及び大学院生)に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究倫理教育を実施する。

第3章 通報の受付

(通報窓口の設置)

第9条 不正行為に関する通報又は相談に対応するための通報窓口を総務部法務・コンプライアンス課に設置し、担当者を置く。

2 通報窓口は、客観性及び透明性を向上する観点から、外部の機関(第三者)へ業務委託をすることができる。

(通報の取扱い)

第10条 研究活動上の不正行為があると思料する者は、何人も通報窓口を通じ、通報を行うことができる。

2 通報は、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は面談によるものとする。

3 通報は、原則として通報者の氏名、所属、住所等及び不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみを受け付ける。ただし、通報者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、通報窓口を通じて行うものとする。

4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、不正行為の存在が客観的な根拠とともに示されるもののみ受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対するこの規程に定める通知及び報告は、行わないものとする。

5 通報窓口は、通報を受け付けたときには、速やかに、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。

- 6 報道機関、所管官庁等及び学会等の研究コミュニティ等の外部機関から不正行為の疑いが指摘されたときは、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 7 インターネット上に本学に係る不正行為の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第4項に規定する通報を受け付けたものとして取扱うものとする。
- 8 本学以外の機関に係る内容の通報があった場合には、当該機関へ回付するものとする。
(通報の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非又は手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口は、最高管理責任者及び統括責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者又は統括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口担当者の義務)

第12条 通報窓口の担当者は、通報又は相談を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、電子メール、書面、電話又はファクシミリ等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 2 前項、次条及び第14条の規定は、通報の相談について準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。本学の役員又は職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び総括責任者は、通報内容及び通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査の関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 最高管理責任者又は総括責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事実について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者、総括責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者及び被通報者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第15条 第19条に規定する調査委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課せられたときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関及び関係省庁(以下「関係機関等」という。)に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 不正行為の調査

(予備調査の実施)

第16条 第10条の規定に基づく通報があった場合又は総括責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、総括責任者は予備調査委員会を設置し、研究不正等

の疑義が生じている研究分野の複数の関係する専門家等の協力を得て、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、総括責任者が指名する 3 名以上の委員によって組織する。ただし、委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データ等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。

- 2 総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、最高管理責任者と協議の上、本調査を行うか否かを直ちに決定する。
- 3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、関係機関等又は通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、関係機関等に本調査を行う旨を報告するものとする。

(研究者倫理調査委員会の設置)

第 19 条 総括責任者は、前条において本調査の実施を決定したときは、研究倫理委員会のもとに研究者倫理調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。

(1) 本学役員、教育職員、事務職員の中から総括責任者が指名する者 若干名

(2) 弁護士、公認会計士、研究経験を持つ者等、総括責任者が指名する学外の有識者若干名

- 3 前項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係がない者とする。
- 4 委員会に委員長を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。ただし、研究倫理委員会委員長が通報者及び被通報者と直接の利害関係者である場合は、第2項に規定する者の中から選出するものとする。
- 5 総括責任者は調査委員会を組織した後、被通報者及び通報者に対し、委員の氏名及び所属等を含む調査委員会構成を通知することとする。
- 6 被通報者及び通報者は、調査委員会構成の公正性に問題があると判断した場合、当該構成の通知日から7日以内であれば異議の申立てができる。総括責任者はその内容を確認し、妥当と認めた場合、調査委員会の委員を変更することができるものとし、その旨を被通報者及び通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、不正行為について、事実の有無、その内容、関与した者及びその関与の程度等を調査するものとする。また、内容により被通報者の他事案における不正行為の有無について調査すべきと思料される場合は、通報に係る事案以外の調査も行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 調査委員会は、関係する部局等の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(調査の中間報告)

第 22 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、関係機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該関係機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 23 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 24 条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為の認定

(認定の手続)

第 25 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 調査委員会は、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 最高管理責任者は、前項の承認をした場合には、関係機関等へ報告するものとする。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

5 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、第 1 項及び第 4 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 26 条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言又は被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究データ及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 27 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

2 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

3 最高管理責任者は、前 2 項の通知に加えて、調査結果を関係機関等に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 28 条 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(前項の規定による不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会の委員の交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に規定する新たな委員は、第 19 条第 2 項の規定に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査

委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、第1項の規定による不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、第2項の規定による不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、関係機関等に通知する。前2項の規定による不服申立ての却下又は再調査の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第29条 前条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に規定する不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。
- 5 第27条第2項から第4項までの規定は、再調査の結果について準用する。

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。ただし、第35条に規定する処分内容等の通知と同時に公表することができる。

- 2 前項の公表内容は、原則、次の各号に掲げる事項とし、当該事案の社会的影響、研究不正の軽重、通報者又はその関係者の保護等を勘案して決定するものとする。
 - (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 研究活動上の不正行為の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法・手順
 - (6) その他総括責任者が必要と認める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、及び第2項を準用するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属を公表することができる。
 - 7 公表の手段は、別に定める。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第31条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された研究費等の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、関係機関等から、被通報者の該当する研究費等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費等の使用中止)

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第33条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 34 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費等の支出停止等の措置を解除するものとする。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
(処分)

第 35 条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、国立大学法人東京農工大学職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を通知する。
(是正措置等)

第 36 条 研究倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
3 最高管理責任者は、前項の規定に基づいてとった是正措置等の内容を関係機関等に対して報告するものとする。

第 8 章 その他

(研究データの保存期間)

第 37 条 研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則 10 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究分野の特性により、10 年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者等が自ら期間を定めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が 10 年未満で期間満後の即時破棄が明記されていない場合には、第 1 項の期間に準じて保存期間を定めることとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約又は定めが別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

(関係委員会等の連携)

第 38 条 通報の内容や、調査の結果により、競争的資金等の不正に係る調査委員会、懲戒に関する委員会等と適宜連携するものとする。

(事務)

第 39 条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、教学支援部 研究支援課及び総務部法務・コンプライアンス課で行う。

(雑則)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究上の不正に関する取扱い要項(平成 18 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日規程第 12 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日規程第 9 号)

この規程は、令和元年 6 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(令和元年 8 月 1 日教規程第 10 号)

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規程第 15 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年1月1日規則第11号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月19日教規程第22号)

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年7月1日規程第33号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

○国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則

(平成30年6月1日細則第19号)

改正 平成31年4月1日規程第19号 平成31年4月15日細則第9号

令和3年4月1日規程第15号 令和4年4月1日規則第4号

令和5年1月1日規則第11号 令和5年4月1日規程第7号

令和6年4月1日規程第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程第4条第2項に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置かれる人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学における人を対象とする研究が、人権擁護に関わる倫理的に観点及び科学的観点から適正に遂行されるために必要な事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究対象者の人権に関わる人を対象とする研究の倫理についての基本事項に関すること。
- (2) 人を対象とする研究の研究計画の審査に関すること。
- (3) 研究者等に対して実施する教育・研修の実施に関すること。
- (4) 人を対象とする研究に係る個人情報の保護に関すること。
- (5) ヒトゲノム・遺伝子解析等生命倫理に関わる研究に関すること。
- (6) その他人を対象とする研究に関すること。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、実施中又は終了(中止の場合を含む。以下同じ。)した人を対象とする研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、学外者2人以上並びに男性及び女性がそれぞれ1人以上を含まなければならない。

- (1) 副学長(教学戦略担当)
- (2) 農学研究院副院長又は農学府副府長及び工学研究院副院長又は工学府副府長
- (3) 農学研究院又は工学研究院の教員 6人
- (4) 保健管理センターの医師 1人
- (5) 教学支援部研究支援課長
- (6) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の学外の有識者 1人以上
- (7) 研究対象者の観点をもつ学外の一般者 1人以上

(8) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号、第4号及び第6号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければ開くことができない。

(1) 過半数の委員が出席していること。

(2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。

(3) 第4条第4号の委員が出席していること。

(4) 第4条第6号及び第7号の委員がそれぞれ1人以上出席していること。

3 審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

4 議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、審議の結果、全会一致が困難な場合には、出席委員の4分の3以上の賛成をもって委員会の議決とすることができる。

(審査の方針)

第7条 委員会は、第3条第1項第2号に規定する人を対象とする研究の研究計画を審査する場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、審議しなければならない。

(1) 研究対象者の人権の擁護に関すること。

(2) 研究対象者に研究への理解を求め、その同意を得ること。

(3) 研究によって生じる研究対象者への不利益及び危険性と科学上の貢献度に関すること。

(研究計画書の審査手続き等)

第8条 委員会は、学長から意見を求められた研究計画について審査し、その結果を書面により学長へ答申するものとする。

2 委員会は、審査にあたり必要と認めたときは、当該研究計画の研究責任者等を出席させ、その説明及び意見を求めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第10条 委員会は、軽微な事項の審査について、第4条第1項第1号から第5号までに掲げる委員による迅速審査に付することができる。この場合において、迅速審査の対象となる、人を対象とする研究の研究計画に係る委員は、当該研究計画の迅速審査及び議決に加わることはできない。

2 前項の迅速審査に付すことのできる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 他の研究機関と共同して実施される人を対象とする研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う人を対象とする研究であって介入を行わないものに関する審査

3 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(学長への勧告)

第11条 委員会は、審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、学長に対して、研究計画書の変更、研究の中止、その他当該研究に関し必要な意見を述べることができる。

(守秘義務)

第12条 委員及び委員会の事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第13条 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(保存)

第14条 委員会が審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。))を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、適切に保存するものとする。

(公開)

第15条 委員会の構成、組織及び運営並びに審査の概要は公開するものとする。ただし、委員会が研究対象者及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため、非公開が適当であると判断したものについては、その限りではない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、教学支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月15日細則第9号)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月1日規程第15号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月1日規則第11号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規程第7号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

○国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会規程

(令和5年9月20日教規程第40号)

改正 令和6年4月1日規程第12号

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、本学に国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理指針に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。
- (3) 研究インテグリティに関すること。
- (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(内部統制担当)
 - (2) 副学長(教学戦略担当)
 - (3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長及び生物システム応用科学府副府長
 - (4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人
 - (5) 学術研究支援総合センター研究リスクマネジメント部門長
 - (6) 教学支援部長
 - (7) 総務部長
 - (8) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の理事をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の請求)

第6条 委員長は、次の各号に掲げる場合は、早急に委員会を招集しなければならない。

(1) 緊急性のある審議事項が発生した場合

(2) 委員3分の1以上の請求がある場合

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究インテグリティ・マネジメント専門委員会)

第8条 委員会に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 第3条に規定する委員

(2) 教学支援部研究支援課長

(3) 総務部人事課長

(4) 総務部法務・コンプライアンス課長

3 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

4 専門委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項

(2) 研究インテグリティ・マネジメントに係る要請等に関する事項

(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

(4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る教育研修に関する事項

(5) その他研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(小委員会)

第9条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員会が選出する。

3 小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、教学支援部研究支援課及び総務部法務・コンプライアンス課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月20日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則（平成17年11月21日17経教細則第13号）は廃止する。

附 則(令和6年4月1日規程第12号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

背景

✓ 現代社会が抱える様々な問題

- ・学際的アプローチが不可欠
- ・デジタル分野の急速な発展

✓ 我が国における取り組み

- ・研究者の協働による学際研究
- ・デジタル分野の国際競争力低下

✓ 企業から求められる人材

- ・将来のデジタル社会を担う高度教育を受け、学際的思考で新分野を開拓し、様々な社会課題を解決できる職業人材
- ・国際社会で活躍できる職業人材

期待・要望

設置の趣旨及び必要性

異分野協創の新学府における農学・工学を基盤とした学際的な研究において、**計測科学、計算科学、データ科学**を三位一体として連携・融合することにより、**実データを活用した、知の創造、社会課題の解決、イノベーションの創出に挑める人材を育成**

設置の効果

- 農・工を基盤とする数理・データサイエンス・AI教育の強化、高度職業人材育成機能の強化
- 予測科学に基づく農工共創・共進のフラッグシップ全学的研究機構への発展

数理・データサイエンス・教育プログラム

農学部

工学部

他大学

社会人

【養成する人材像】

持続可能で安心安全な社会の発展のため、複数の学問分野に関する知識や視点を理解し、その方法論を習得し、研究や実践の場で適切に応用できる人材

農学、工学および最新の情報・デジタル技術に関する知識や数理手法を習得し、課題解決や次世代未来社会創生に挑める者

地球規模の課題や現代社会の複雑な問題に関心を持ち、自ら課題を設定し、その解決のための交渉力、思考力、協働学習能力を身につけている人材

産業界における国際的なニーズの潮流を理解し、卓越したコミュニケーション力により国際社会で活躍できる人材

【出口イメージ】

国内外の製造業、自治体等の公的機関での専門家、研究者、技術職員、大学等の教員、研究員など（特にイノベーションを重視する民間企業や研究機関など）

国内外の民間企業や自治体・公的機関における製造業やIT・AI・デジタル関連業の技術開発、データ管理、研究開発など

UNICEF、JICA、FAO、ISOなどの各国際機関、外務省等、民間開発コンサルタント、NPO/NGOなど

履修モデル（予測情報学コース）

1年1Q

△資源・エネルギー情報科学特論 1単位
 △食料・環境情報科学特論 1単位
 ◎文献クリティカルレビュー 1単位
 ◎リサーチマネジメント 1単位
 実践情報・デジタル演習Ⅰ 1単位
 応用計測情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位

1年2Q

国内外インターンシップ 1単位

1年3Q

数理生物情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 ◎リサーチプロポーザル 1単位
 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位
 実践発表Ⅱ 1単位

1年4Q

学際共同研究実践Ⅰ 1単位
 先進学際特別講義Ⅰ 1単位

2年1Q

生命環境情報学特論Ⅱ 1単位
 実践情報・デジタル演習Ⅱ 1単位

2年2Q

学際共同研究実践Ⅱ 1単位

2年3Q

先進学際カンファレンスⅡ 1単位
 実践発表Ⅳ 1単位

1年 or 2年(通年)

◎先進学際科学セミナー 4単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位

学際共通科目 論文研究
 学際実践科目 専門科目

計:30単位

注 ◎:必修科目 △:選択必修科目 無印:選択科目

履修モデル（資源・エネルギー科学コース）

1年1Q

△予測情報学特論 1単位
 △健康・福祉情報科学特論 1単位
 ◎文献クリティカルレビュー 1単位
 ◎リサーチマネジメント 1単位
 物質機能設計特論Ⅰ・Ⅱ 2単位

1年2Q

国内外インターンシップ 1単位
 学際研究展開Ⅰ 1単位

1年3Q

物質機能制御特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 ◎リサーチプロポーザル 1単位
 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位
 実践発表Ⅱ 1単位

1年4Q

先進学際特別講義Ⅰ 1単位

2年1Q

エネルギー材料設計特論Ⅱ 1単位
 エネルギー変換技術特論Ⅱ 1単位

2年2Q

実践発表Ⅲ 1単位
 学際研究展開Ⅱ 1単位

2年3Q

先進学際カンファレンスⅡ 1単位
 実践発表Ⅳ 1単位

1年 or 2年（通年）

◎先進学際科学セミナー 4単位
 △先進学際（農学・工学・応用情報学）特別実験 2単位
 △先進学際（農学・工学・応用情報学）特別研究 4単位

学際共通科目 論文研究
 学際実践科目 専門科目

計：30単位

注 ◎：必修科目 △：選択必修科目 無印：選択科目

履修モデル（健康・福祉科学コース）

1年1Q

△資源・エネルギー情報科学特論 1単位
 △食料・環境情報科学特論 1単位
 ◎文献クリティカルレビュー 1単位
 ◎リサーチマネジメント 1単位
 実践情報・デジタル演習Ⅰ 1単位
 健康福祉メカニクス特論Ⅰ・Ⅱ 2単位

1年2Q

先進学際特別講義Ⅰ 1単位

1年3Q

健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 ◎リサーチプロポーザル 1単位
 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位

1年4Q

学際共同研究実践Ⅰ 1単位

2年1Q

健康福祉知覚認知処理特論Ⅱ 1単位
 実践情報・デジタル演習Ⅱ 1単位
 実践発表Ⅲ 1単位

2年2Q

学際共同研究実践Ⅱ 1単位
 国際先進学際特別講義 1単位

2年3Q

先進学際カンファレンスⅡ 1単位
 実践発表Ⅳ 1単位

1年 or 2年(通年)

◎先進学際科学セミナー 4単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位

学際共通科目 論文研究
 学際実践科目 専門科目

注 ◎:必修科目 △:選択必修科目 無印:選択科目

計:30単位

履修モデル（食料・環境科学コース）

1年1Q

△予測情報学特論 1単位
 △健康・福祉情報科学特論 1単位
 ◎文献クリティカルレビュー 1単位
 ◎リサーチマネジメント 1単位
 食料資源機能創製特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 生物環境応答特論Ⅰ・Ⅱ 2単位

1年2Q

学際研究展開Ⅰ 1単位

1年3Q

農業環境情報学特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 食料生産システム特論Ⅰ・Ⅱ 2単位
 ◎リサーチプロポーザル 1単位
 ◎先進学際カンファレンスⅠ 1単位

1年4Q

実践発表Ⅱ 1単位

2年1Q

地盤環境学特論Ⅱ 1単位

2年2Q

学際共同研究実践Ⅱ 1単位

2年3Q

先進学際カンファレンスⅡ 1単位
 実践発表Ⅳ 1単位

1年 or 2年(通年)

◎先進学際科学セミナー 4単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別実験 2単位
 △先進学際(農学・工学・応用情報学)特別研究 4単位

学際共通科目 論文研究
 学際実践科目 専門科目

注 ◎:必修科目 △:選択必修科目 無印:選択科目

計:30単位

カリキュラム・ツリー

予測情報学コース

資源・エネルギー科学
コース

健康・福祉科学コース

食料・環境科学コース

論文研究(専攻共通科目)

◎先進学際科学セミナー △先進学際(農学・工学・予測情報学)特別実験
△先進学際(農学・工学・予測情報学)特別研究 実践発表Ⅲ・Ⅳ

専門科目

各コース 6~7科目(I・II)

学際実践科目(専攻共通科目)

◎文献クリティカルレビュー ◎リサーチプロポーザル ◎リサーチマネジメント
◎先進学際カンファレンスⅠ 実践情報・デジタル演習Ⅰ・Ⅱ 学際共同研究実践Ⅰ
学際研究展開Ⅰ 国内外インターンシップ 先進学際特別講義Ⅰ・Ⅱ
国際先進学際特別講義 実践発表Ⅰ・Ⅱ

学際共通科目(専攻共通科目)

△予測情報学特論 △資源・エネルギー情報科学特論
△健康・福祉情報科学特論 △食料・環境情報科学特論

注 ◎:必修科目 △:選択必修科目 無印:選択科目

先進学際科学府先進学際科学専攻

カリキュラム・マップ

本学科の教育理念に照らし、ディプロマ・ポリシーを達成するために、各授業科目とディプロマ・ポリシーの各観点が以下のような対応関係を持つカリキュラムを編成する。

ディプロマ・ポリシー

観点 (A)	① 最先端の研究成果につながる農学または工学に関する高度で専門的な知識や実験・計測技術を幅広く身につけていること。 ② 新しい価値を創造するため、情報・デジタル技術や数理手法を応用した最先端の研究や技術開発に必要な知識・技術を身につけていること。
観点 (B)	① 本学大学院で学位を授与されたものとして相応しい深い教養に加えて先端かつ深い専門性を身につけ、社会の発展に寄与できる意欲と多面的思考力を有していること。 ② 職業人としての社会的使命を理解し、社会の一員として社会的責任を意識し、高い倫理観を身につけていること。
観点 (C)	① 研究成果を発表するための資料作成方法や実験データの整理法を習得し、論理的な考察に基づく実践的なプレゼンテーション能力を身につけていること。 ② グローバル人材として、相手の国籍・人種・性別を問わずの確かな質疑応答や議論ができるコミュニケーション能力およびそのために必要な語学力を身につけていること。
観点 (D)	① 自らの専門分野において社会に求められる課題を設定する能力を有していること。 ② 国内外の研究者や技術者などと協働し、必要に応じて他分野へ展開しながら課題解決へと導くための学際性や多面性と創造的リーダーシップ力を身につけていること。

区分	授業科目	観点				
		A	B	C	D	
学際共通科目	予測情報学特論	○				
	資源・エネルギー情報科学特論	○				
	健康・福祉情報科学特論	○				
	食料・環境情報科学特論	○				
	学際実践科目	文献クリティカルレビュー			○	
		リサーチプロポーザル			○	
		実践情報・デジタル演習Ⅰ	○			
		実践情報・デジタル演習Ⅱ	○			
		学際共同研究実践Ⅰ	○		○	○
		学際共同研究実践Ⅱ	○		○	○
		学際研究展開Ⅰ	○		○	○
		学際研究展開Ⅱ	○		○	○
		リサーチマネージメント	○			
		先進学際カンファレンスⅠ			○	○
	先進学際カンファレンスⅡ			○	○	
	専攻共通科目	国内外実践実習		○	○	
		先進学際特別講義Ⅰ	○	○		
		先進学際特別講義Ⅱ	○	○		
		国際先進学際特別講義	○		○	
		先進学際科学セミナー			○	○
先進学際農学特別実験				○	○	
先進学際工学特別実験				○	○	
先進学際応用情報学特別実験				○	○	
先進学際農学特別研究				○	○	
先進学際工学特別研究				○	○	
論文研究	先進学際応用情報学特別研究			○	○	
	実践発表Ⅰ			○	○	
	実践発表Ⅱ			○	○	
	実践発表Ⅲ			○	○	
	実践発表Ⅳ			○	○	
	専門科目	応用計測情報学特論Ⅰ	◎	○		
		応用計測情報学特論Ⅱ	○	◎		
		生命環境情報学特論Ⅰ	◎	○		
生命環境情報学特論Ⅱ		○	◎			
人工知能応用特論Ⅰ		◎	○			
人工知能応用特論Ⅱ		○	◎			
数理生物情報学特論Ⅰ		◎	○			
数理生物情報学特論Ⅱ		○	◎			
応用環境計測予測学特論Ⅰ		◎	○			
応用環境計測予測学特論Ⅱ		○	◎			
農業環境情報学特論Ⅰ		◎	○			
農業環境情報学特論Ⅱ		○	◎			

区分	授業科目	観点			
		A	B	C	D
資源・エネルギー科学コース	物質機能設計特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能設計特論Ⅱ	○	◎		
	物質機能分析特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能分析特論Ⅱ	○	◎		
	物質機能制御特論Ⅰ	◎	○		
	物質機能制御特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギー材料物性特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー材料物性特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギー材料設計特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー材料設計特論Ⅱ	○	◎		
健康・福祉科学コース	エネルギー変換技術特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギー変換技術特論Ⅱ	○	◎		
	エネルギーシステム工学特論Ⅰ	◎	○		
	エネルギーシステム工学特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉メカニクス特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉メカニクス特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉センシング特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉センシング特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉バイオエレクトロニクス特論Ⅱ	○	◎		
食料・環境科学コース	健康福祉コンピューティング特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉コンピューティング特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉知覚認知処理特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉知覚認知処理特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉電気電子工学特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉電気電子工学特論Ⅱ	○	◎		
	健康福祉システム工学特論Ⅰ	◎	○		
	健康福祉システム工学特論Ⅱ	○	◎		
	食料資源機能創製特論Ⅰ	◎	○		
	食料資源機能創製特論Ⅱ	○	◎		
環境物質科学コース	生物環境応答特論Ⅰ	◎	○		
	生物環境応答特論Ⅱ	○	◎		
	食料生産システム特論Ⅰ	◎	○		
	食料生産システム特論Ⅱ	○	◎		
	食料資源安全科学特論Ⅰ	◎	○		
	食料資源安全科学特論Ⅱ	○	◎		
	地盤環境学特論Ⅰ	◎	○		
	地盤環境学特論Ⅱ	○	◎		
	環境物質循環特論Ⅰ	◎	○		
	環境物質循環特論Ⅱ	○	◎		
環境物質分析科学コース	環境物質分析特論Ⅰ	◎	○		
	環境物質分析特論Ⅱ	○	◎		

修了までのスケジュール

学年	月	研究指導	関連科目
入学前		主指導教員決定、研究計画相談	
1年	4	副指導教員決定、研究計画指導→研究計画・研究指導計画書提出	特別実験(必修・通年)
	5		
	6	既往研究の調査、修士論文テーマ決定	文献クリティカルレビュー(必修)
	7	修士論文テーマ発表会	先進学際カンファレンス I (必修)
	8		
	9		
	10	副指導教員のゼミに参加	学際研究展開 I (選択)
	11		
	12		
	1	修士論文研究のプロポーザル作成	リサーチプロポーザル(必修)
	2		
	3		
2年	4	研究計画・研究指導計画書提出	特別研究(必修・通年) 学際研究展開 II (選択)
	5		
	6	中間研究報告	先進学際カンファレンス II (選択)
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	1	学位論文審査委員、主査・副査決定 修士論文提出期限	
	2	修士論文発表会・最終試験	
	3	学位授与	

研究指導

学位論文審査

